

令和8年度教科用図書検定調査審議会総会（第2回）・総括部会（第3回）合同会議 配付資料

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/tosho/116/siryo/1414759_00005.htm

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

政策・審議会

>

審議会情報

>

教科用図書検定調査審議会

>

教科用図書検定調査審議会総会

>

令和8年度教科用図書検定調査審議会総会

> 令和8年度教科用図書検定調査審議会総会（第2回）・総括部会（第3回）合同会議 配付資料

令和8年度教科用図書検定調査審議会総会（第2回）・総括部会（第3回）合同会議 配付資料

1. 日時

令和8年10月13日（火曜日）

2. 議題

教科書検定の改善について（第一次論点整理）（案）

教科書検定の改善について（追加審議要請）

その他

3. 配付資料

資料01_教科書検定の改善について（第一次論点整理）（案）概要 (PDF:387KB)

資料02_教科書検定の改善について（第一次論点整理）（案） (PDF:458KB)

資料03_教科書検定の改善について（追加審議要請） (PDF:123KB)

資料04_「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」について (PDF:2.1MB)

資料05_次期学習指導要領の実施に向けた教科書の改善に関する検討課題 (PDF:317KB)

資料06_教科書検定の改善に関する検討体制について (PDF:160KB)

資料07_当面の検討の進め方について（案） (PDF:94KB)

参考資料01_学びの在り方等に関する子供への意見聴取（報告資料）（教科書関係部分抜粋） (PDF:1.6MB)

参考資料02_教科用図書検定調査審議会総会委員名簿（令和8年4月1日現在） (PDF:87KB)

参考資料03_教科用図書検定調査審議会総括部会委員名簿（令和8年4月1日現在） (PDF:85KB)

参考資料04_教科用図書検定調査審議会令 (PDF:157KB)

お問合せ先

初等中等教育局教科書課

電話番号：電話番号：03-5253-4111（代表）（内線3295、3962）

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。

Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

（初等中等教育局教科書課）

ページの先頭に戻る

文部科学省ホームページトップへ

1 デジタルな形態を含む新たな教科書に対応した検定審査について

文字や図画以外のデジタルコンテンツの審査方法

<検定審査の基本的な考え方>

制度改正によってデジタルな形態を含むこととなっても、学習指導要領に基づき指導するための主たる教材としての教科書の役割は変わるものではないことから、現行の検定基準に照らして、扱われる内容が適切であることを審査することを前提に、デジタルコンテンツの性質を踏まえ、新たに追加すべき観点を整理する

<教科書として適切なデジタルコンテンツの内容>



現行基準の要件に加えて、以下を満たすことを要件とする。

- **教科の本質的理解の獲得に資する**ものであること
- 学習における**活用目的・活用方法が明確**であること
- **授業時数の中で学習活動を行うことが想定**されていること

例えば、

- 普段触れる機会のない古文、漢文に書かれた服装、調度品、楽器などについて理解することができる動画
- 図形やグラフを変化させる操作によって、試行錯誤しながら視覚的に学ぶことができるシミュレーション
- 実験や観察を安全かつ効果的に実施することに資する、器具の使用方法や手順を解説する動画
- 楽器の奏法、材料や用具の扱い方など、技能の習得に資する動画
- 発音を繰り返し聞くことができ、聞くことや話すことなどの資質・能力の育成に資する外国語の音声

など

<教科書に掲載が可能な機能等>

- 児童生徒の**入力や操作に対して出力される結果の適切さ、正確さ**を、教科書発行者が確実に説明することができ、検定審査においてこれを確認できるものに限定。
- AIの教科書への搭載の可能性については、今後の技術の進展を踏まえるとともに、当面、以下のような観点について整理が必要。

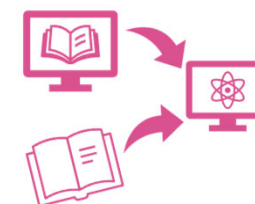
- 教科書へのAI搭載の必要性
- AI自体の性能や信頼性、出力結果の適切さ、正確さを担保する方法
- 教科書検定の意義・役割との関係の整理
- 教科書検定においてどのような基準、方法、体制で審査を行い得るか

など

<教科書としての掲載の在り方>

- 教科書として掲載可能なデジタルコンテンツ等は、**教科書発行者の責任において編修・管理できるコンテンツに限定し、外部ウェブサイトや教科書外の教材へ遷移する二次元コードやリンクは認めない。**

- **学習指導要領に示す内容は、文字及び静止図画で不足なく取り上げることを前提とし、その上で、動画等のデジタルコンテンツは、文字及び静止図画による内容と密接な関連を有するものであることを要件とする。**



デジタルの「機能」の審査方法

- 拡大・縮小、文字色・背景色の変更、音声読み上げなど、教科書の記述内容の変更を伴わない「機能」は、検定においては、動作確認等を行わないが、機能の一覧を提出させ、搭載する機能やその目的を確認する。



動画・音声の「内容」に係る審査方法

<動画について>

動画は再生に要する時間が決まっていること、現行の二次元コード先には教科書の内容にはそぐわないものも含め、多種多様な動画が大量に掲載されていることなどを踏まえ、

- 動画1本あたりの長さは3分程度までとするとともに、
- 以下のように教科書1点あたりの動画の総量の上限を定める。

音楽、図工・美術、家庭、技術、書写 (技能の習得にあたって動画の活用が特に有効と考えられる教科)	1学年で1冊の場合：30分 2学年で1冊の場合：60分 3学年で1冊の場合：90分 を基本とする
理科（観察や実験を通して学ぶことが重要である教科）	小4以下：1冊40分 小5以上：1冊60分
生活（活動や体験を通して学ぶことが重要である教科）	2学年で1冊60分
外国語（言語活動の充実に向けて動画の活用が効果的と考えられる教科）	1冊80分
国語、社会、算数・数学、保健体育、道徳	1冊20分 中学校社会は1冊40分 中学校保健体育は3学年で1冊60分

<音声について>

- 外国語における音声の正確性及び表現については、申請時に当該教科書に掲載する外国語音声に関する方針の提出を求めた上で、
- 音声に客観的に明白な誤りがないこと
- 発達段階を踏まえ当該音声を活用した学習のねらいの達成に支障がないこと
- 音声表現がその外国語として通用するものであること

を要件とする。

デジタル部分を含む教科書の構成について

- デジタル部分についても、ページ番号を振って区切ることを要件とする。
- ハイブリッドな形態の場合には、紙とデジタルの役割分担の下で使い分ける構成が望ましく、紙とデジタルに同一の文章等を重複して掲載することは、真に必要な場合に限定して認める。



その他

<訂正申請について>

検定後の教科書のデジタル部分の訂正は

- 誤記、誤植や、客観的事実の変更に伴い誤りとなった事実の記載等の訂正は、文部科学省の承認を得次第、随時反映。
- 統計資料の更新、変更することが適切な体裁・記載等の訂正は、単元の途中で頻繁に更新されることで学習に支障が生じないように、長期休暇中の時期等に限って反映。



<審査体制について>

デジタルコンテンツに特化して確認を行う専門委員を追加して委嘱するなど、審議会の体制の充実を図る。

2

誤記誤植など欠陥を減少させるための編修・校正体制の在り方

- 検定済みの教科書の正確性を担保するため、検定後、採択・供給の間も発行者の編修・校正体制を明確化する。
- 発行者に対して、デジタルツールの活用を含む効果的な著作編修の方法等を取り入れること等を促す。

※青字の箇所が骨子案に追記した、又は整理し直した箇所

教科書検定の改善について (第一次論点整理) (案)

教科用図書検定調査審議会

はじめに

- 本年4月14日、文部科学省から本審議会に対し、次の2点について審議要請がなされた。
 - (1) デジタルな形態を含む新たな教科書に対応した検定審査について
 - (2) その他の教科書検定に関する諸課題について
- 本審議会においては、これらの点について、教科ごとの各部会における審議や関係団体等からの意見聴取を踏まえつつ、総括部会を中心に検討を進めてきたところである。今後、学習指導要領改訂の動きや、「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議」の検討状況に合わせて、さらに検討すべき点もあるが、これまで議論してきた対応の方向性について、以下のとおり整理する。

1. デジタルな形態を含む新たな教科書に対応した検定審査について

- 令和7年9月、中央教育審議会デジタル教科書推進ワーキンググループにおいて、「デジタル教科書推進ワーキンググループ審議まとめ～学びの可能性を広げる教科書を～」(以下「審議まとめ」という。)がとりまとめられ、紙に限定している教科書の形態を改め、デジタルな形態を含むことを可能とするための制度改正が提言された。
- 令和8年6月に学校教育法等の一部を改正する法律(令和8年法律第37号)が成立し、デジタルな形態を含む教科書の使用を可能とする制度改正が行われた。本制度改正により、次期学習指導要領が実施される令和12年度から、動画や音声も含め、デジタルの特性を生かしたコンテンツも教科書の内容とすることができるようになり、児童生徒にとってより分かりやすく学びやすい教科書の提供が可能になる。
- これを踏まえ、デジタルな形態を含む新たな教科書に対応した検定審査の仕組みを整える必要があり、以下のとおり、各論点ごとに示す方向性に沿って対応が必要である。

(1) 文字や図画以外のデジタルコンテンツの審査方法

＜現状と検討課題＞

- 従来の制度において、教科用図書は、教育課程の編成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童生徒用の図書として、紙のみが想定されており、教科用図書検定基準においては、教科用図書の内容として「本文、問題、説明文、注、資料、作品、挿絵、写真、図」が例示されている。制度改正によって、今後は教科書の内容として、文字や図画以外にも動画や音声などの様々なデジタルコンテンツが含まれ得ることから、主たる教材である教科書として適切なデジタルコンテンツの内容や、ふさわしい掲載の在り方について整理する必要がある。

※「デジタルコンテンツ」とは、動画、音声、シミュレーション、プログラミング等、デジタルの様態を生かして制作されるものを指す。

- 一般に、動画、音声等以外にも図鑑やドリル、ゲーム等の多様なデジタルコンテンツがあり、現行の教科書においても二次元コード先のコンテンツは近年大幅に増加しており、デジタルの良さを生かし教科の理解を深めることにつながると考えられるコンテンツがある一方、活用目的等が不明確なものや、教科書として必要と考えられる内容を超えた情報量を含むコンテンツも見られる。

教科書採択のプロセスにおいて二次元コード先のコンテンツを調査研究の対象としたり採択の考慮事項にしたりする実態があることや、その実態に鑑みて教科書発行者が編集段階で二次元コードを増やしている状況、また、増加する二次元コード先のコンテンツを全て扱わなければならないのではないかと学校現場が負担に感じていることも指摘されている。

こうした現状と、次期学習指導要領の検討において教科書の重点化・分量の精選等により「余白」を生み出していくべきとの方向が示されていることも踏まえた上で、主たる教材である教科書に掲載することが認められる範囲について検討することが必要である。

- また、学習指導要領に基づいて指導するための主たる教材である教科書として、教科書発行者の管理の外にあるウェブページへのリンクの考え方や、文字及び静止図画とデジタルコンテンツの関係など、適切なデジタルコンテンツの掲載の在り方についても整理が必要である。

＜方向性＞

検定審査の基本的な考え方

- 今回の制度改正により教科書にデジタルな形態を含むこととなっても、教科書の使用義務、検定による質の担保、義務教育段階での無償給与等の制度に変更はなく、学習指導要領に基づき指導するための主たる教材としての教科書の役割は変わるものではないことから、検定においては、デジタルな形態の部分も含めて、現行の検定基準に規定された内容に照らして、扱われる内容が適切であるかを審査することが前提となる。

- その上で、従来の紙の教科書には掲載し得なかったデジタルコンテンツの性質を踏まえ、新たに追加すべき観点を整理する必要がある。

教科書として適切なデジタルコンテンツの内容

- デジタル部分は紙部分に比較して紙幅の制限がないことから技術的には容易に情報量を増やすことができ、多様な内容や構成が想定されるが、上述のとおり、教科書の使用義務、検定による質の担保、義務教育段階での無償給与等、教科書の制度上の位置付け、役割は変わるものではなく、教科書自体の情報量やコンテンツの数が過剰になることは適切ではない。教科書にデジタルの良さを取り入れることで、児童生徒の教育の充実を図ることを目的とした今回の制度改正の趣旨と、次期学習指導要領の議論において示されている教科書の分量の精選の方針を踏まえ、教科書に掲載が可能なデジタルコンテンツの要件を検定基準において定める必要がある。
- 現行の検定基準においては、学習指導要領に示す目標、内容、内容の取扱いに照らして「不必要なものは取り上げていないこと」、学習指導要領の内容、内容の取扱いに示す事項が「授業時数に照らして図書の内容に適切に配分されていること」等を要件としているが、デジタルコンテンツに関しては、現行の基準の要件に加えて、学習指導要領に示すその教科の本質的理解の獲得に資するものであって、学習における活用目的及び活用方法が明確であり、原則として授業時数の中で当該コンテンツを活用した学習活動を行うことが想定されていること、を要件とすることが適当である。
- こうした要件を満たし、教科書のコンテンツとして掲載が考えられるものとして、以下のような例が考えられる。なお、ここで挙げる内容はあくまで一例であり、教科ごとにコンテンツを限定する趣旨ではなく、実際には教科書発行者の創意工夫によるコンテンツ作成が想定される。
 - ・ 古文や漢文に書かれている服装、調度品、楽器、風景など、児童生徒が普段触れる機会のない事柄についての理解に資する動画、古典に特有のリズムを味わうことができる音声
 - ・ 地域での調査を行うにあたってフィールドワークの方法等について事前に学ぶことができる動画、地図や地球儀の活用方法を学ぶことができる動画
 - ・ 図形やグラフを変化させる操作によって、試行錯誤しながら視覚的に学ぶことができるシミュレーション
 - ・ 実験や観察を安全かつ効果的に実施することに資する、器具の使用方法や手順を解説する動画
 - ・ 音楽における楽器の奏法、図画工作、美術、芸術における材料や用具の扱い方、家庭科における調理の方法、ミシン縫いや手縫いの手順、技術における材料に応じた作業方法、専門教科における実習で使用する機械、器具等の使い方等、技能の習得に資する動画
 - ・ 保健の応急手当や心肺蘇生法、運動やスポーツの動作、技術、戦術など、文字や図画では表しにくい内容を学ぶことができる動画
 - ・ 発音を繰り返し聞くことができ、聞くことや話すことなどの資質・能力の育成に資する外国語の音声
- なお、次期学習指導要領に向けては、各教科の「統合的な理解・総合的な発揮」を基にした構造化とそれを踏まえた内容の精選、教科書の重点化・分量の精選等の方向で検討が進められており、教科書に掲載が可能なデジタルコンテンツの要件を定めるにあたっては、引き続き、学習指

導要領改訂に向けた検討の方向性を十分に踏まえる必要がある。

教科書としての掲載は認められないと考えられる内容について

○ 上述のように掲載が可能なデジタルコンテンツの要件を設けた場合、この要件を満たさないコンテンツ、例えば、[以下に具体例を示すとおり](#)、教科の本質的理解の獲得をねらいとしない情報や、学習における活用目的及び活用方法が不明確な動画、音声等、授業時数の中で共通的に扱うことが想定されない網羅的な情報や大量の資料、娯楽的要素が多く含まれるコンテンツ等は、掲載を認めないこととなる。

なお、ここで挙げる内容はあくまで一例であり、記載されていないものであれば掲載が可能という趣旨ではない。また、必要に応じて各教科固有の基準としてより具体的な要件を定めることも考えられる。

● 全教科共通

- ・ 教科書と教材との役割分担を考慮せず、教科書で得た理解を広げたり深めたりするための本来教材で扱うべき多様な情報まで広範に掲載するもの
- ・ 児童生徒が授業において活用することを想定した情報量を考慮することなく、膨大な情報量を含む資料やデータ等を掲載するもの
- ・ 理解を深めるための類題の域を超えた、反復練習のための大量の練習問題、入学試験や資格試験の過去問等を掲載するもの
- ・ 他学年において既習の内容を、必ずしも必要ないものまで何度も掲載するもの
- ・ 教科の本質的理解と関わりの薄い娯楽的要素が多く含まれたゲームや漫画を掲載するもの
- ・ 文字や静止図画で記述している学習内容と関連がないわけではないが、授業の中で扱うことは想定されない参考情報を羅列するもの
- ・ 文字や静止図画で記述している内容を教師に代わって単に説明する講義動画・解説動画など、授業における活用を想定したものではなく、授業自体を代替するようなもの

● 国語の例

- ・ 題材の種類やねらいを踏まえることなく、文章を単に音読した音声データを授業における活用が想定されないものまで含めて全編にわたって掲載するもの
- ・ 本文に掲載する作品と同一作者の他の作品を参考情報として掲載するなど、授業での活用が想定されない題材や例文を、別途コンテンツとして掲載するもの

● 社会の例

- ・ 児童生徒が授業において活用することを想定した情報量を考慮することなく、膨大な情報量を含む統計データ等を掲載するもの
- ・ 児童生徒が授業において活用することを想定した地図の範囲や縮尺、情報量を考慮することなく、表示する範囲が任意に変更できたり、縮尺に応じて学習上必要ないほどの情報を表示したりする地図を掲載するもの
- ・ 教科書の本文には掲載しない歴史の詳細な知識について、参考情報として資料を加えたり、説明する動画を掲載したりするもの

● 算数・数学の例

- ・ 理解を深めるための類題の域を超えた、反復練習のための大量の練習問題を掲載するもの
- ・ 教師に代わって問題の解き方を解説する動画を掲載するもの

- 理科の例
 - ・ 生物や物質等の情報を網羅的に掲載した図鑑データを掲載するもの
 - ・ 教師に代わって問題の解き方を解説する動画を掲載するもの
- 音楽、図工・美術、書道、家庭、技術、保健の例
 - ・ 文字や図画の記述で充分理解できる技能や手順まで、網羅的に動画を掲載するもの
 - ・ 単元の内容に対して必ずしも必要がない参考情報を動画として掲載するもの
- 外国語の例
 - ・ 新出単語の音声等を掲載するにとどまらず、それぞれの単語の詳細な意味や例文などまで含む辞典を掲載するもの
 - ・ 教師に代わって単に英語の文法を解説する動画を掲載するもの
- 道德の例
 - ・ 題材の種類やねらいを踏まえることなく、文章を単に音読した音声データを授業における活用が想定されないものまで含めて全編にわたって掲載するもの
 - ・ 道德の授業では活用が想定されない、題材に関する詳細な知識を得るための参考資料や動画を掲載するもの
- 高等学校の専門教科の例
 - ・ 理解を深めるための類題の域を超えた資格試験や検定試験の過去問等を多数掲載したり、その解法を解説する動画を掲載したりするもの

デジタルコンテンツ等の技術の進展に応じた在り方

- 既に現行の教科書の二次元コード先には、教材としての位置づけではあるものの、動画や音声のほか、図形やグラフを変化させるシミュレーション、グラフを作成するツール、自動採点機能付きの演習問題等、多様なコンテンツが掲載されている。技術の著しい進展の中、今後さらなる多様なコンテンツや機能が教科書の内容として搭載されることも考えられる。そうした多種多様なコンテンツや機能のうち、教科書としての掲載を認め検定の対象とする範囲について方針を定める必要がある。
- 検定によって内容の適切さを担保する観点から、教科書に掲載することが可能なデジタルコンテンツや機能は、児童生徒の入力や操作に対して出力される結果の適切さ、正確さを、教科書発行者が確実に説明することができ、また検定審査においてこれを確認することができるものに限定する必要がある。
- デジタルを含む教科書に、これまでにはなかった新たな性質や形態のコンテンツや機能を教科書の内容として搭載することを認めるに当たっては、あらかじめ、教科書検定における審査の基準や方法を整え、教科書発行者等に対して示す必要がある。例えば、児童生徒の入力や操作に対して応答、提案など新たな内容の生成や、評価、音声・画像認識などを行うAIの教科書への搭載の可能性については、今後の技術の進展を踏まえるとともに、当面、以下のような観点について整理していく必要がある。
 - ・ 教育や授業の在り方、教科書の役割や教材との役割分担等も踏まえた、教科書へのAI搭載の必要性

- ・どのようなA Iが教科書への搭載の対象となり得るか
- ・A I 自体の性能や信頼性、出力結果の適切さ、正確さを担保する方法
- ・教科書検定の意義・役割との関係の整理
- ・教科書検定においてどのような基準、方法、体制で審査を行い得るか

教科書としての掲載の在り方

- 現行制度においては、二次元コード先のコンテンツは教科書ではなく教材として扱われているが、今後は、紙部分から二次元コード等によって遷移するコンテンツの場合、デジタル部分の文字・図画等からクリックすることによって遷移するコンテンツの場合、いずれであっても教科書の一部となり、検定によって適切な内容を担保するとともに、児童生徒が常時適切な内容のデジタルコンテンツを閲覧できる状況を担保することが必要となる。
例えば教科書のコンテンツとして外部のウェブページへのリンクを掲載した場合、リンク先のコンテンツに修正が必要な内容が含まれていたとしても教科書発行者の権限では編修できず、また児童生徒が教科書を使用している間も、発行者の関知しないところでコンテンツの内容が改変されたり削除されたりすることが生じ得る。
- また、学習指導要領に基づき指導するための主たる教材としての教科書と、教科書で得た理解を広げたり深めたりする手段としての教材の役割分担を図ることが必要であり、教師や児童生徒が、検定を経た教科書の一部としてのコンテンツと関連する教材としてのコンテンツを混同しないように配慮することも重要である。
- このため、デジタル部分に関する基本となるルールとして、教科書として掲載可能なデジタルコンテンツ等は、教科書発行者の責任において編修し、管理することが可能なものに限定し、外部のウェブページのアドレスや教科書ではない教材へ遷移する二次元コードやリンクは掲載しないことを要件とすることが適当である。
- 動画やシミュレーション等のデジタルコンテンツは、児童生徒がコンテンツを開き、一定の時間をかけて再生したり何らかの操作をしたりすることで初めてその内容全体が把握されるものであり、学習指導要領において学習することとされている内容がこうしたデジタルコンテンツのみで教科書に掲載された場合には、児童生徒の履修を担保できない可能性がある。
- このため、学習指導要領に示す「内容」及び「内容の取扱い」に示す事項について、文字及び静止図画によって不足なく取り上げること^{を基本}とし、その上で、^{動画等の}デジタルコンテンツについては、文字及び静止図画による記述内容と密接な関連を有するものであることを要件とすることが適当である。ただし、外国語の「聞くこと」の学習のための音声データなど、教科特性を踏まえ必要な場合には、学習指導要領に示す事項を文字及び静止図画では記述せずにデジタルコンテンツとして掲載できる^{例外を設ける}ことが必要である。

(2) デジタルの「機能」の審査方法

＜現状と検討課題＞

- 審議まとめにおいては、デジタルの機能の検定審査について以下のとおり提言されている。
「教科書は、その基本的性質として、学習指導要領に基づき教育内容が文字や図画等により系統的・組織的に記述されたものであることを踏まえ、検定においては、教科書の記述内容の正確性・公正性・正確性など、記述の欠陥を審査することがその根幹となっている。
そうしたことを踏まえると、デジタルな形態も含む教科書の検定に当たっては、
① 形態が紙かデジタルかを問わず、文字や図画等による記述内容を審査する（現行と同様）とともに、
② デジタル化によりその内容の効果的な理解に資すると認められる機能（文字や図画等として示された内容を動的に表示させたり操作したりすることができる機能、図形・関数等の操作機能、記述内容に対応した音声や読み上げ、文字の拡大・縮小、書体の変更、色の変更、ルビ表示、ペン・マーカーなど特に技術的要素が強いもの）は教科書のデジタル機能として整理した上で、その検定審査においては、記述内容との関連性など限定的な範囲で一定の確認を行うにとどめることとする
ことが適当であると考えられる。」
- これを踏まえ、検定審査におけるデジタルの「機能」の審査の在り方について具体的に整理する必要がある。

＜方向性＞

- 審議まとめにおいても記述されているとおり、検定審査は教科書の「内容」を審査することを基本としている。前述の「検定審査の基本的な考え方」において示したとおり、検定においてはデジタルな形態の部分も含めて、現行の検定基準に規定された内容に照らして、扱われる内容が適切であるかを審査することが必要であり、審査の対象には、動画、音声、シミュレーション等のコンテンツによって児童生徒が学ぶ内容が含まれることになる。
- 一方、こうしたデジタルコンテンツの再生機能や動作機能等に支障がなく、発行者が想定したとおりに作動するかどうかについては、教科書発行者が教科書の製造供給の一環として適切に確認すべきものであり、検定においては確認しないこととする。
- また、教科書のデジタル部分の閲覧に当たり、書き込み、拡大・縮小、ルビ表示、文字色・背景色の変更、音声読み上げ等、記述内容の変更を伴わない「機能」が利用されることが想定される。こうした機能については、教科書のデジタル部分を閲覧するためのWebアプリケーションである「教科書ビューア」に実装されることとなるが、「教科書ビューア」に標準的に実装すべき機能等については、令和7年度補正予算により実施する「デジタル形態を含む教科書の標準仕様等に関する調査事業」（以下、「調査事業」という。）において、標準仕様書の策定に向けた検討が進められている。

- どのようなビューアを利用して教科書のデジタル部分を提供し、どのような形で児童生徒にアクセスさせるか、といった点は、教科書の供給の方法に係る部分であり、教科書の「内容」を審査することが基本である検定において、「要件」として審査することはなじまない。
- しかし、搭載する機能が、標準仕様書において求めている範囲を超えて、仮に文字・図画等の記述内容とは別の内容を出力するものであれば、その内容は審査を経る必要があることから、搭載する機能が記述内容の変更を伴わない機能であることの確認は必要である。例えば、外国語の教科書において外国語の文章の和訳を表示するような機能が搭載されたりした場合、教科の学習自体を阻害するおそれがある。このため、こうした機能については、検定において、動作確認等を行わないが、当該機能が、記述内容それ自体の変更を伴わないものであること、かつ、搭載する目的と教科の学習のねらいに整合性があることを確認することが**適当である**。
- こうしたことを踏まえ、アクセシビリティ確保等の観点から標準仕様書において搭載を求める機能に関しては、標準仕様書への対応状況を簡易な形で記入できる様式等を予め用意し、これに記入する方式で提出を求め、これに加えて、標準仕様書において求める範囲を超えて発行者の創意工夫により搭載しようとする機能に関しては、搭載しようとする機能、その目的等の一覧を提出させることが**適当である**。
- また、このような形で提出を求める標準仕様書への対応状況や、これに加えて搭載しようとする機能の一覧を、申請書類の一つとして検定終了後に公開することは、採択の際に参考とする資料としても有用と考えられる。

(3) 動画・音声の「内容」に係る審査方法

① 動画について

<現状と検討課題>

- 動画はデジタルコンテンツの一つであり、現行の教科書の二次元コード先では、いずれの教科においても動画が掲載されている。今後も教科書の一部として広く活用されていくことが想定される。また動画には、文字や図画とは異なる心身への影響も想定され、動画の審査の在り方について整理する必要がある。
- 検定審査における動画固有の観点としては、以下のような論点が挙げられる。
 - ・ 動画の定義をどのように考えるか。スライドショーやアニメーションを含むものとするか。
 - ・ 動画が教科書の内容であることをわかりやすく示すことが必要ではないか。
 - ・ 教科書に掲載される動画総量についてどのように考えるか。次期学習指導要領の検討内容や現行の紙の教科書の二次元コード先に掲載されている教材としての動画の実態、学校種、教科・科目の特性等の観点から検討が必要ではないか。
 - ・ 各教科固有の観点で設けるべき基準があるか。

<方向性>

動画の定義について

- 検定基準において動画に関わる規定を検討するにあたり、動画の定義を整理する必要がある。
現行の教科書の二次元コード先に掲載されている多様な動画コンテンツを踏まえ、教科書における「動画」の定義は、再生操作を行うことによって、静止画を連続して自動で表示することにより示される内容であり、**実写映像に限らず**、スライドショー（静止画が一定時間、自動で切り替わりこれに音声を付すなどしたもの）やアニメーションも含む、**とすることが適当である**。
- 再生操作以外の操作（例えば画像を回転させたり移動させるなど）を行うことで動作するものや、児童生徒が入力する回答や数値等によって表示される結果が変わるものなどは、連続して自動で表示するものに該当せず、動画とは別のコンテンツと整理することとなる。

動画が教科書であることの表示について

- 検定を経た教科書の一部としての動画と関連する教材としての動画を混同しないようにする必要があるが、**前述のとおり、動画も含めた教材扱いとなるデジタルコンテンツ等に遷移する二次元コードやリンクは教科書上に掲載することを認めない取扱いとする方向である**。
- その上で、上述の標準仕様書に係る調査事業においては、教科書の一部としてのデジタル部分と教材を明確に識別できることを前提としつつ、教科書以外のデジタル教材との連携の在り方に関する事項も検討事項として含まれている。
- これらの状況を踏まえ、教科書の一部となる個々の動画内に教科書であることを表示することまでは求める必要はないと**考えられる**。

教科書に掲載される動画の総量について

- 動画は、文字や静止図画では表しにくい動きや音を伴う内容や、実際には体験することが困難な内容等の理解に資することが期待できる。「（１）文字や図画以外のデジタルコンテンツの審査方法」に記述のとおり、動画についても**デジタルコンテンツの一つとして、現行の基準の要件に加えて、学習指導要領を踏まえその教科の本質的理解の獲得に資するものであって、学習における活用目的及び活用方法が明確であり、原則として授業時数の中で当該コンテンツを活用した学習活動を行うことが想定されていること、を要件とすることとなる**。
- 一方、**動画は再生に要する時間が決まっており、再生する間、児童生徒は受動的に視聴することとなる**。また、現行の教科書の二次元コード先には、主たる教材としての教科書に掲載することにはそぐわないと考えられるものも含む多種多様な動画が掲載されており、中には1点の教科書の二次元コード先に合計5時間を超えるような分量の動画を掲載しているなど、中央教育審議会における学習指導要領の議論において指摘されている教科書の内容・分量の精選の観点から、望ましくない状況が散見される。

- このような現状と、教師による授業づくりを阻害しないようにする観点や、児童生徒の集中力の観点を踏まえ、教科書に掲載する動画には、1本あたりの長さに上限を設け、3分程度までとすることが適当である。
- あわせて、教科書1点あたりの動画の総量の上限を定めることが適当である。その際、技能の習得にあたって動画の活用が特に有効と考えられる教科、観察・実験を通して学ぶことが重要である教科、言語活動の充実に向けて動画の活用が効果的と考えられる教科、これら以外の教科、といった教科の特性や年間の授業時数を踏まえる必要がある。また、「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議」においては、学校種や学年段階、教科の特性などに照らし、新たな教科書の形態のあり方を検討しており、その方向性を踏まえて、発達段階を考慮した基準とする必要がある。
- これらを踏まえ、下表のとおり上限の時間数を定めることが適当である。（なお、下表は中央教育審議会における次期学習指導要領に向けた「審議まとめ（案）」及び現行の教科書の受理種目に沿って整理したものであり、今後、学習指導要領改訂の動きや「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議」の検討状況に合わせて、見直すこともあり得る。）

<小・中学校の受理種目・受理単位別 動画総量上限>

(単位：分)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
国語	20	20	20	20	20	20	20	20	20
書写	30	30	30	30	30	30	90		
社会	－	－	20	20	20	20	地理 40	歴史 40	公民 40
地図	－	－	20				20		
算数・数学	20	20	20	20	20	20	20	20	20
理科	－	－	40	40	60	60	60	60	60
生活	60		－	－	－	－	－	－	－
音楽	30	30	30	30	30	30	20	40	
							60		
図工・美術	60		60		60		30	60	
家庭	－	－	－	－	60		60		
情報・技術	－	－	－	－	－	－	90		
保健体育	－	－	20		20		60		
外国語	－	－	－	－	80	80	80	80	80
道徳	20	20	20	20	20	20	20	20	20

※受理単位が複数学年であっても、学年ごとに分冊とする種目は学年別に記載している。

※中学校音楽は、上段が「音楽（一般）」、下段が「音楽（器楽合奏）」。

- 高等学校については、次期学習指導要領改訂において、科目構成の見直しや単位の計算方法の

見直しなどが検討されており、小・中学校の教科ごとの上限の設定の考え方に準じつつ、各科目の標準単位数も踏まえて定めることが適当である。

動画の審査の観点について

- 動画の内容については、教科書として一定の正確性が求められるが、例えば実演動画、再現動画、インタビュー動画など、目的に応じた多様な表現が想定され、また文字・図画に比較してより多くの情報が収録され得る。
- 一方、教科書においては、動画コンテンツは前述のとおり、文字・図画によって記述した内容の本質的理解を獲得するための補助的な役割を担うものとして位置付けることとなる。また、仮に映像・音声の細部にわたって、文章記述や静止図画と同水準の厳密な正確さを要件とした場合は、発行者による編修、当審議会による検定審査の双方において必要以上の負担を生じさせるおそれがあり、発行者がデジタルの良さの一つである動画コンテンツを取り入れること自体を控えることにつながる可能性がある。
- こうしたことを踏まえ、動画の正確性及び表現については、発達段階や教科の特性を踏まえ当該動画を活用した学習のねらいの達成に支障がなく、客観的に明白な誤りがないことを要件とすることが適当である。
- 動画は動きや音を伴う内容の表現に優れており、実感を伴った理解に資することが期待できるが、当然ながら実際の体験を完全に代替し得るものではなく、動画の視聴をもって授業における実践や体験を行ったこととするような扱いは避ける必要がある。このため、学習指導要領を踏まえ、教科の目標及び内容に応じて、実践や体験を通じた学習がなされるよう、適切な配慮がなされていることを動画の要件とする必要がある。
- 特に理科については、学習指導要領において「見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を育成する」こととしており、観察や実験に関わる動画が、実際の観察や実験を代替することを促進するようなものであったり、児童生徒の観察や実験に対する関心や意欲を低減させるようなものであったりすることは避ける必要がある。このため、理科の固有の基準として、動画は実際の実験及び観察を通して学習がなされるよう、適切な配慮がなされていることを要件とすることが適当である。
- また、動画に関しては、不安や恐怖を感じさせる映像（例えば、災害や戦争の様子などに関する内容を発達段階に応じた配慮なく表示する映像など）や、強い光や点滅を含む映像（例えば、短時間において連続する点滅を行う映像など）などが心身に与える影響なども十分に考慮する必要がある。こうした映像特有の心身への影響力等を踏まえた上で、「心身の健康や安全及び健全な情操の育成について必要な配慮を欠いているところはないこと」といった従来からの基準を満たすよう十分に配慮がなされていることを要件とする必要がある。
- さらに、教科書発行者においてそのような技法を採用することが一般に想定されているわけで

はないが、ごく短い時間だけ映像を差し込む、聞き取れないほど小さな音を入れるといった、視聴する者が通常知覚できない技法で潜在意識に働きかける表現を、教科書において行わないことを要件とする必要がある。また、このような技法の性質に鑑み、申請に当たってはそのような技法を用いていないことの誓約を求めるなど、より実効的な対策方法を加えることも検討する必要がある。

② 音声について

<現状と検討課題>

- 音声についてもデジタルコンテンツの一つであり、審査の考え方を整理する必要がある。
- 現行制度上でも、音声のうち、外国語の音声については、教科書の内容と一体のものとして視聴覚教材が必要とされる場合に、電磁的記録による音声内容とスクリプトの提出を求め、本文との相互の関連を確認することとしている。今後は音声も教科書に含まれるものとして位置づけられることとなるが、音声の審査をどのように行うべきか、外国語教育における音声の重要性も十分に踏まえつつ整理が必要である。

<方向性>

- 学習指導要領における教科の内容に「聞くこと」が含まれる国語及び外国語や、「鑑賞」が含まれる音楽などにおいて、教科書の内容として（映像を含まない）音声コンテンツを掲載することが想定される。音声についても、動画と同様に教科書として一定の正確性が求められるが、朗読やインタビュー記録、演奏等、多種にわたった内容が想定され、多様な背景をもつ表現に対し、発音、イントネーション等の厳密な正確さを要件とすることは、発行者がデジタルの良さの一つである音声コンテンツを取り入れること自体を控えることにつながる可能性がある。これを踏まえ、音声の正確性及び表現については、発達段階や教科の特性を踏まえ当該音声を活用した学習のねらいの達成に支障がなく、客観的に明白な誤りがないことを要件とすることが適当である。
- また現行制度上、外国語の音声については、視聴覚教材としての音声について、本文との相互の関連を確認しているが、今後は音声も教科書の一部となることを踏まえ、音声そのものについても一定の正確性を求めることが必要である。他方で、流暢さや一音一音の正確性をどの程度まで確認するかといった点については、児童生徒の発達段階や学習のねらいに応じて、また、実社会において多様な外国語話者による幅広い表現が用いられていることも踏まえる必要がある。
- こうしたことを踏まえ、外国語における音声の正確性及び表現については、申請時に、当該教科書の外国語音声に関する方針の提出を求めた上で、当該方針も踏まえ、外国語の音声に客観的に明白な誤りがなく、発達段階を踏まえ当該音声を活用した学習のねらいの達成に支障がないこと、また音声表現がその外国語として通用するものであること、を要件とすることが適当である。申請時に提出を求める外国語音声に関する方針においては、例えば、当該教科書で基本的に用いている英語の変種（イギリス英語であるのか、アメリカ英語であるのか等）、レッスンや登場人

物によって基本的に用いている変種とは異なる英語母語話者や、英語を母語としない話者が含まれる場合にはその情報、どのような目的をもった活動において当該音声コンテンツを活用することを想定しているのか、といった内容を記載することが考えられる。

（４）デジタル部分を含む教科書の構成について

＜現状と検討課題＞

- 教科書のデジタル部分については、動画、音声等のコンテンツを除く文字・図画による部分に関しても、紙に比して自由度が高く多様な構成が想定される。授業で使用する主たる教材である教科書の構成として、どのような要件が必要か整理する必要がある。
- また、紙とデジタルを組み合わせたハイブリッドな形態の教科書について、紙部分とデジタル部分の組み合わせの在り方について検討し、考え方を整理する必要がある。

＜方向性＞

- 教科書は授業で教師と児童生徒が使用することが前提であり、教師・児童生徒双方が互いに該当箇所を特定しやすい形式とすることが求められる。このため、デジタル部分の文字や図画等の記述についても、児童生徒がスクロールやクリック、拡大・縮小等することなく端末の画面内に一度に表示して判読できる分量ごとに、ページ番号等を振って区切ることを要件とすることが適当である。
- また、その時点で学んでいる内容の当該教科全体の中での位置付けや、他の内容との関係を児童生徒が把握しやすい形式とすることが必要であり、デジタル部分についても、系統的、発展的に構成され、網羅的、羅列的になっていないことを求め、紙とデジタルを含めた教科書全体の構成がわかるように教科書内に明示させることを要件とすることが適当である。
- その上で、紙とデジタルを組み合わせた形態の教科書の場合には、学習内容や場面に応じて児童生徒が紙部分とデジタル部分を円滑に行き来できることが重要であり、紙における文字や図画等とデジタルにおける掲載内容を適切に関連付け、どのページ・項目に関連する掲載内容であるのかを、相互に表示することを要件とすることが適当である。
- 紙とデジタルを組み合わせた形態の教科書は、教科書にデジタルの良さをスマートに取り入れ、紙とデジタルを組み合わせることで一つの教科書とするものであり、当該教科書内における一定の方針に基づいて紙とデジタルの役割分担がなされ、紙部分とデジタル部分を使い分ける構成となっていることが望ましい。このため、紙の部分とデジタル部分で同一の文字・静止図画を重複して掲載することに関しては、例えば動画や音声、シミュレーション等のデジタルコンテンツを活用するにあたって必ず表示する必要がある記述など、デジタル部分を使用するにあたって欠かせない内容に限って掲載を認めることが適当である。
- 「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議」においては、学校種

や学年段階、教科の特性などに照らし、デジタルを含む新たな教科書の形態のあり方を検討している。その方向性を踏まえて、紙とデジタルを組み合わせた形態の教科書の場合の、学年段階や教科の特性を踏まえた紙とデジタルのバランスについて何らかの基準を設ける必要があると考えられ、引き続き、検討会議の議論を注視し、検定における対応を整理する必要がある。

(5) 審査手続きについて

＜現状と検討課題＞

- 従来は教科書は図書に限られていたところ、今後はデジタル特有のコンテンツも教科書として取扱うことを踏まえ、検定申請、検定審査、修正表の提出、見本提出などの教科書検定における各種手続きに関して、提出媒体や提出期限等について整理が必要である。

＜方向性＞

検定申請における提出方法・提出媒体

- 教科書のデジタル部分について、実際に供給される際は、教科書発行者が用意するクラウドを含むサーバ等に必要なデータを保存し、教科書ビューアを通じて児童生徒がアクセスすることで供給が行われることが主に想定される。一方、検定申請においては、申請内容や審査状況に係る適切な情報管理が必要であり、また、申請内容は申請から検定が終了するまでの間、編修されることなく確実に維持する必要がある。このため、検定申請における教科書のデジタル部分の提出方法については、機密性及び完全性を担保する観点から、申請者が用意するサーバ等に必要なデータを保存し文部科学省及び委員がアクセスして内容を確認する方法ではなく、何らかの形式の電子ファイルを提出する方法とする必要がある。
- その際、円滑な審査のため、提出可能なファイル形式については、文書ファイル、画像ファイル、音声ファイル、動画ファイルなど、汎用性の高いファイル形式を予め指定し、提出を求めることが適当である。
- シミュレーションやプログラミング等について、指定の汎用性の高いファイル形式ではコンテンツ全体を提出することができない場合があると想定される。デジタルコンテンツについては、その内容の正確性等を確認する必要がある一方、「(2) デジタルの「機能」の審査方法」に記述したとおり、動作機能等に支障がないかといったことまでは検定においては確認しない方向であることを踏まえ、指定の汎用性の高いファイル形式ではコンテンツ全体を提出することができない場合には、当該コンテンツで学習することができる内容をできる限り詳細に説明する資料を、文字、画像、動画等によって作成し、提出することを求めることが適当である。
- 動画や音声については、目視や聞き取りのみでは正確性等の確認が困難な場合が考えられる。現行の外国語において、音声表現のスキプトの提出を求めていることと同様に、動画及び音声については、外国語に限らず全ての動画及び音声について、動画ファイル、音声ファイルとともにスキプトの提出を求める必要がある。

- また、前述のとおり、どのようなデジタルコンテンツや機能を教科書に搭載しようとしているか、それらのコンテンツや機能は、出力される結果の適切さ、正確さが担保されたものであるか、内容の審査を要しない機能に関しては、当該機能が記述内容それ自体の変更を伴わないものであり、かつ、搭載する目的と教科の学習のねらいに整合性があるか、といった確認を検定審査において行う必要がある。こうした確認を円滑に行っていくため、検定申請に際しては、図書やコンテンツのファイルと共に、搭載しようとするコンテンツや機能についての一覧の提出を求めることが適当である。

提出期限

- デジタルな形態を含む教科書についても、1年間の中で検定を行い、さらにその翌年度の1年間で採択・供給を行うことには変わらないため、検定申請、修正表の提出等の提出期限を現行に比較して大幅に延長した場合、審査に支障を生じると考えられる。一方で、動画ファイルや音声ファイルとそのスクリプト、シミュレーションやプログラミング等の内容を詳細に説明する資料等を用意する教科書発行者の負担も考慮する必要がある。こうしたことを踏まえ、デジタルコンテンツに関する資料の提出期限は、申請書の提出から5週間程度の猶予を設けることが適当である。

修正表の提出方法・提出期限

- 教科書発行者が検定意見に従って修正を行う際は、原文と修正文を記載した修正表を提出することとなっているが、動画や音声等を修正する場合には撮影・収録や編修にある程度の期間を要することが想定される。このため、動画や音声等の内容に検定意見が付された場合、修正表にはスクリプトの原文とスクリプトの変更文、あるいは静止画と説明文による原案と変更案を記入して提出することとし、変更後の動画ファイル、音声ファイルは、修正表の提出から6～7週間程度の猶予を設けて提出することとするのが適当である。

見本の提出方法

- 検定決定を受けた後の見本の提出については、教科書として完成した見本であることが重要であり、また検定審査を行っている間とは異なり教科書の内容を公表できる時期であることから、紙の部分を従来通りの形で提出するとともに、デジタルの部分の見本の提出については、実際の供給の際の児童生徒が使用する状態と同様の形態で、教科書発行者が用意するクラウドを含むサーバ等に必要なデータを保存し文部科学省からアクセスできる状態とする形で見本を提出することとするのが適当である。

(6) その他

① 訂正申請について

<現状と検討課題>

- 現行の教科書の訂正申請制度は、検定を経た図書について、児童生徒が最新の事実などに基づき充実した学習を進められるよう、検定済図書の記述をより適切に改善するため、誤記、誤植、

脱字や客観的事項の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載、学習を進める上で支障となる記載、更新を行うことが適切な統計資料の記載等について、教科書発行者が文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行うものである。

- デジタルな形態を含む新たな教科書においても、これまでの紙の教科書と同様に訂正申請により記述の更新を行うことが適切であるが、印刷・製本を要しないなど、紙媒体とは異なるデジタル部分についての訂正申請の在り方について整理することが必要である。

＜方向性＞

- 訂正申請については、デジタル部分についても現行制度と同様に教科書発行者が年間を通じて申請可能とすることが想定される。今後、デジタル部分に関しては、印刷・製本のプロセスを要しないため、技術的には、児童生徒に供給が完了している教科書を含めて、いつでも訂正を反映することが可能となる。
- 必要な訂正を児童生徒が使用する教科書に速やかに反映できることはデジタルの大きなメリットであり、誤記、誤植や、客観的事項の変更に伴う誤った事実の記載、学習する上で支障を生ずるおそれのある記載等（教科書検定規則第14条第1項）の訂正については、承認を得次第、児童生徒に供給しているデジタル部分に随時反映することを認めることが適当である。
- 一方、誤記、誤植等以外の、更新を行うことが適切な記載や統計資料の記載、変更を行うことが適切な体裁その他の記載等（教科書検定規則第14条第2項）の訂正は、単元の途中で頻繁に資料が変更される場合には、教師の指導においても、児童生徒の学習においても、支障が生じる可能性があることに鑑み、児童生徒に供給しているデジタル部分の訂正の反映は、夏休み、冬休み、春休みなどの学校の長期休暇中の時期に限り、かつ学習上の支障がないよう配慮の上で行うことが適当である。
- 供給が完了している教科書の訂正については、現行制度においても訂正内容を速やかに周知することとしているが、デジタル部分の訂正については、年度途中に使用中の教科書への直接的な修正の反映も可能となることから、インターネット等により速やかにかつ分かりやすく周知を行うこと、訂正内容だけではなくその反映時期も併せて周知すること、教科書を使用している児童生徒自身にも分かりやすく伝わるよう配慮することを、教科書発行者に対して求める必要がある。
- なお、訂正を行わなければならないのは、誤記、誤植、脱字や客観的事項の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載、学習を進める上で支障となる記載があるとき、訂正を行うことができるのは、更新を行うことが適切な統計資料の記載等があるときであり、現行制度の考え方は維持する必要がある。

② 検定審査料について

＜現状と検討課題＞

- 検定の申請に当たって教科書発行者が納付する検定審査料は、現状の検定審査料については、ページあたり、小学校用の図書は270円、中学校用の図書は440円、高等学校用の図書は540円を乗じた額としている。
- 今後は、動画、音声、シミュレーション等のデジタルコンテンツも審査対象となり、これまでとは異なる形態の教科書について検定審査を行うこととなることを踏まえ、検定審査料について整理が必要である。

＜方向性＞

- 今回の制度改正によって、発行者の負担が過大になることがないように、教科書の紙部分、デジタル部分いずれについても、文字・図画等で構成しページ単価を適用する部分に関して、審査料のページ単価については、引き続き現在の額を維持することが適当である。
- 一方、動画、音声、シミュレーション等のデジタルコンテンツについては、ページ数にページ単価を乗ずることでは算定できない形態のものであり、別途審査料を算定する仕組みをつくる必要がある。作成型態、内容、分量等が多様なデジタルコンテンツが想定され、個々のコンテンツに対する単価を設定して審査料を算定することは困難であり、また算定の方式を固定化することによってコンテンツ作成の創意工夫の幅を狭めることにもつながりかねないことから、デジタルコンテンツを教科書に含める場合は、そのコンテンツ数に応じた一定のデジタルコンテンツに対する審査料を加算することが適当である。
- また、コンテンツの総数は、教科や発行者の創意工夫などにより大きく異なることも考えられるため、コンテンツの総数に応じて、審査料を段階的に設定することが考えられる。

③ 審査体制について

＜現状と検討課題＞

- デジタルな形態を含む教科書の検定審査に当たっては、動画、音声、シミュレーション等のデジタル特有のコンテンツも新たに審査対象となることから、これらの調査審議を担当することとなる審議会等の体制について、検討が必要である。

＜方向性＞

- 「（１）文字や図画以外のデジタルコンテンツの審査方法」に記載のとおり、学習指導要領に示す「内容」及び「内容の取扱い」に示す事項について、文字及び静止図画によって不足なく取り上げることが基本とし、その上で、デジタルコンテンツについては、文字及び静止図画による記述内容と密接な関連を有するものであることを要件とする方向であることから、デジタルコンテンツについては、文字及び静止図画に置き換わるものではなく、文字及び静止図画の内容に新

たに付加されることとなる。また、デジタル部分は紙部分に比較してより多様な内容や構成、表現方法が想定されることも踏まえて、デジタル部分の検定に対応できる体制を整える必要がある。

- このため、各部会において、デジタルコンテンツに特化して確認を行う専門委員を追加して委嘱するなど、審議会の体制の充実を図ることが必要である。

2. 誤記誤植など欠陥を減少させるための編修・校正体制の在り方

- 教科書を活用し児童生徒が充実した学びを進めるためには、その前提となる教科書記述の正確性の確保が重要であり、これまで著作、編修、検定の各過程を通じた取組について累次の提言がなされてきた。こうした取組によって、教科書記述における単純な誤記・誤植などの欠陥を減少させることに一定の効果は見られるものの、毎年度実施される検定において、欠陥として指摘される検定意見の多くは「正確性及び表記・表現」の観点によるものであり、その中には著作・編修の段階において十分な校正体制をとることにより対応できた単純な誤記・誤植等も散見される。
- また、検定済みの教科書の1年間の訂正申請は、箇所数でおよそ4万箇所（令和7年度）にも上り、本来的には発行者の責任において、十分な吟味の上で事前に訂正しておくべき誤記、誤植、脱字などの欠陥の修正も依然として多い。
- 教科書の検定において引き続き記述の正確性の確保に努めるとともに、教科書発行者には改めて初等中等教育における教科の主たる教材である教科書を発行する者としての自覚を促し、教科書の編修・校正について、検定を経た後についても十分な体制を維持することを求める。

① 検定済みの教科書の編修・校正体制の確保

<現状と検討課題>

- 検定審査に際して、著作編修関係者名簿の提出を求め、著作編修者の担当箇所や役割について記載することとしており、申請図書個々の記述について申請者における著作編修における体制が一定程度明確にされている。
- 他方、検定済みの教科書が採択を経て各学校で使用される期間の教科書発行者における体制については、現状では特段の定め等はなく、この点について検討が必要である。

<方向性>

- 検定済みの教科書が採択を経て各学校で使用される間は、新たに発見された誤記等の訂正だけでなく、各種統計資料の更新や、客観的事実の変更による記述の変更等、児童生徒が教科の主たる教材として継続して使用するために必要な編修・校正を行う必要がある。検定済みの教科書の記述の正確性を維持するためには、教科書発行者における編修・校正の体制の構築・維持が不可欠である。
- このことを踏まえ、検定後の見本の提出に合わせて、採択・供給の間の編修校正関係者名簿の提出を求め、発行者における検定済みの教科書の編修・校正体制を確認することが適当である。

② 教科書発行者における研修体制の充実

＜現状と検討課題＞

- 教科書の著作編修段階での単純な誤記・誤植等は、その後の検定審査、発行者における修正、採択、使用等の各段階の全てに影響を及ぼすものであり、極力減少させていくことが必要である。また昨今実用化が進むデジタルツールを活用した教科書の効果的な著作編修の方法等も、積極的に検討・活用することが期待される。

＜方向性＞

- 昨今の技術の著しい進展によって、例えばA Iによって文章に含まれる誤記、誤植、脱字等を瞬時に発見するといったことも可能となってきた。教科書発行者においては、教科書の著作編修の段階において、適切な情報管理を徹底しつつ、単純な誤記・誤植等を極力減少させるため、こうしたデジタルツールを活用する方法を検討し、取り入れていくこと等も期待される。
- 教科書の著作編修に当たってノウハウの蓄積は重要であり、各発行者における優良な事例の共有は教科書の質向上に大いに貢献することが期待でき、教科書発行者や教科書協会等に対して、各種の研修において、デジタルツールの活用を含む効果的な著作編修の方法を取り入れること等を促していくことが必要である。

教科書検定の改善について（審議要請）

教科書検定制度の改善に関して、令和 8 年 4 月 1 4 日に審議を要請した下記（１）及び（２）の事項に加えて、（３）の事項について追加で審議を要請する。趣旨等は別紙のとおりである。

（１）デジタルな形態を含む新たな教科書の検定審査について

（２）その他の教科書検定に関する諸課題について

（３）次期学習指導要領の実施に向けた教科書の改善について

1. 趣旨

令和7年9月、中央教育審議会に設置されたデジタル教科書推進ワーキンググループの審議まとめにおいて、教科書の形態として紙だけでなくデジタルを取り入れることを可能とすることを制度上位置付け、児童生徒の学びの充実を図る基本的な方向性が示されたところである。

これからの学びの可能性を広げる教科書として、紙に加えてデジタルな部分を含む新たな形態の教科書を導入するに当たり、紙の教科書と同様に検定により質を担保する必要があるため、対応する検定審査の方法等について検討を行う。

また、その他の教科書検定に関する諸課題についても改善が必要な点について併せて検討を行う。

加えて、中央教育審議会における次期学習指導要領についての審議状況を踏まえ、次期学習指導要領の実施に向けた教科書の改善方策について検討を行う。

2. 検討事項

(1) デジタルな形態を含む新しい教科書の検定審査について

- ・ デジタルの機能及びコンテンツの審査方法
- ・ 動画・音声の審査方法
- ・ デジタル部分を含めた教科書に求められる基本的な構成
- ・ その他、訂正申請、審査体制の在り方など

(2) その他の教科書検定に関する諸課題について

- ・ 誤記等のない教科書の著作編集の在り方

(3) 次期学習指導要領の実施に向けた教科書の改善について

- ・ 「統合的な理解・総合的な発揮」による学習指導要領の構造化を踏まえた教科書の在り方
- ・ 「統合的な理解・総合的な発揮」による学習指導要領の構造化や調整授業時数制度の創設を踏まえた教科書の精選
- ・ 各教科固有の条件等に関する見直し

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」について

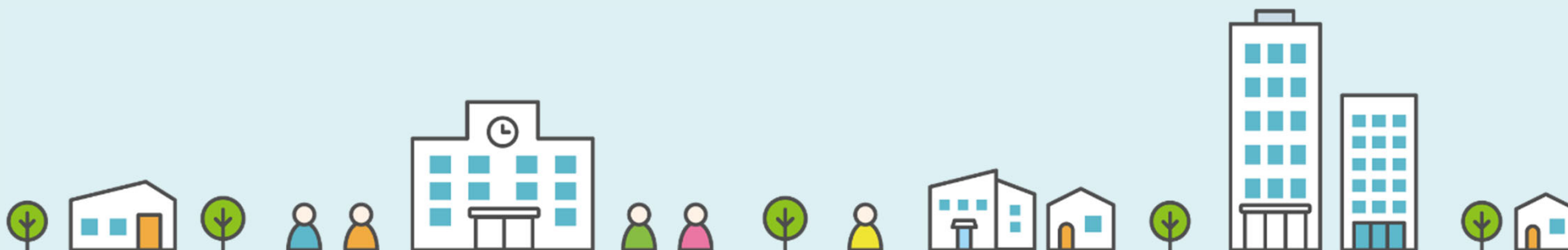
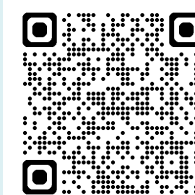
令和 8 年 10 月 13 日
初等中等教育局教育課程課

本資料は、「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」について、第 1 部～第 3 部の中から、各論点の全体像を把握する上で参考となる資料を抜粋したものです。

あくまで「審議まとめ」の一部を抜粋した資料ですので、各論点の詳細については、「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」本体も併せて御確認ください。

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に対応するページ番号については各スライド右上に記載しております。

「審議まとめ」全体はこちら



第1部 次期学習指導要領の基本的な方向性**第1章 子供たちを取り巻く社会や学校の現状と展望****第2章 次期学習指導要領に向けた基盤となる考え方**

- (1) 多様な子供たちの「深い学び」を確かなものにするための3つの方向性 …P6
- (2) 「深い学び」の実現と「確かな知識」の習得 …P8
- (3) 自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手の育成 …P10

第3章 「深い学び」を実現するための分かりやすく使いやすい学習指導要領

- (1) 「深い学び」の実装に向けた基本的な考え方 …P12
- (2) 「知識及び技能に関する統合的な理解」「思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮」による構造化 …P13
- (3) 「学びに向かう力、人間性等」の再整理 …P15
- (4) 資質・能力の構造の俯瞰を支える表形式化 …P16
- (5) 授業づくりを支える「デジタル学習指導要領」の実現 …P20
- (6) 「統合的な理解・総合的な発揮」を生かした単元構想・授業づくり …P21
- (7) 「見方・考え方」の再整理 …P22
- (8) 学習の基盤となる資質・能力の再整理 …P23
- (9) デジタル学習基盤を前提とした学びの在り方 …P24
- (10) 個に応じた学習過程の充実 …P26
- (11) 構造化を踏まえた学習活動の在り方 …P27

第4章 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程

- (1) 柔軟な教育課程の必要性和その基本的な方策 …P29
- (2) 義務教育段階における「調整授業時数制度」の創設等 …P30
- (3) 高等学校段階における単位制の柔軟化等 …P40
- (4) 個別の児童生徒に係る特別の教育課程の編成・実施 …P52

第5章 「余白」の創出を通じた教育の質の向上

- (1) 「余白」の創出に関する基本的な考え方 …P54
- (2) 各学校の授業時数の適正化や平準化 …P55
- (3) 構造化や調整授業時数制度を踏まえた教科書の精選 …P57
- (4) 統合的な理解・総合的な発揮を踏まえた各教科等における内容の整理・精選 …P58

第6章 豊かな学びに繋がる学習評価

- (1) 前回改訂で目指した方向性と現行の学習評価の課題 …P61
- (2) 「学びに向かう力、人間性等」の評価の在り方 …P62
- (3) 「統合的な理解・総合的な発揮」との関係性の整理 …P67
- (4) シンプルで資質・能力の育成に繋がる学習評価のプロセスの整理 …P58

第7章 情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現

- (1) 情報活用能力の抜本的向上の必要性和方向性 …P71
- (2) 情報活用能力を基盤とした質の高い探究的な学びの実現 …P75

第8章 次期学習指導要領の趣旨を実現するために必要な方策

- (1) 調整授業時数制度創設や情報活用能力の抜本的向上に伴う標準授業時数の在り方 …P77
- (2) 高等学校の教科・科目構成と標準単位数の在り方 …P79
- (3) カリキュラム・マネジメントの更なる実装に向けた在り方 …P82
- (4) 高等学校入学選抜の在り方 …P85
- (5) 「社会に開かれた教育課程」の実質化 …P86
- (6) 諸条件の整備の在り方 …P87

第2部 基本的な方向性を踏まえた各教科等の方向性**第1章 各学校段階、教科等横断的事項に関する改善**

- 総則に係る諸事項の改善 …P92
- 幼児教育 …P101
- 特別支援教育 …P113
- 高等学校定時制・通信制 …P124

第2章 各教科・科目等に関する改善

- 国語 …P126
- 社会、地理歴史、公民 …P142
- 算数、数学 …P161
- 理科 …P179
- 理数 …P193
- 生活 …P198
- 芸術 …P210
- 家庭 …P221
- 情報・技術、情報 …P233
- 体育、保健体育 …P262
- 外国語活動、外国語 …P274
- 産業教育 …P285
- 道徳教育 …P299
- 総合的な探究の時間 …P317
- 特別活動 …P343

第3章 個別の児童生徒に係る特別の教育課程の創設

- 不登校児童生徒に係る特別の教育課程 …P365
- 特定分野に特異な才能のある児童生徒に係る特別の教育課程 …P384

第3部 資料編

…P400

次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～

主体的・対話的で

① 深い学びの実装

生成AIが社会に浸透しつつある中、より一層「深い学び」の重要性が高まっている。教師がそのイメージを掴み取り、授業づくりに生かしやすい学習指導要領とし、「主体的・対話的で深い学び」の実装を図る。

学習指導要領の構造化・表形式化・デジタル化

質の高い探究的な学び 豊かな学びにつながる学習評価

情報活用能力の抜本的向上

学習の自己調整や学習方略の指導等による個に応じた学習過程の充実

② 多様性の包摂

全ての児童たちに「深い学び」による資質・能力の育成を図る必要がある一方、児童たちの多様性は格段に顕在化。児童の実態や課題に応じた教育課程・学習指導を充実・可能とすることで、全ての児童たちを包摂し、必要な資質・能力を育成する。

その際、民主的で持続可能な社会の創り手を育てる上で、多様な他者と学ぶ学校が大きな役割を果たす。

調整授業時数制度 高等学校の単位制の大幅な柔軟化

特別的教育課程の新設・拡充 デジタル学習基盤の活用

学習の自己調整や学習方略の指導等による個に応じた学習過程の充実

③ 実現可能性の確保

①②の実現・両立は容易ではなく、教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合い、実現可能性を確保する必要。教育課程において教師と児童に「余白」（多様な児童たちの深い学びを実現するための時間的余裕）を創出し、豊かな学びに繋げる。

調整授業時数制度（特に裁量的な時間（研究・研修等枠））

構造化等に伴う教科書の精選・必要に応じた内容の精選

授業時数や週当たりコマ数の適正化・平準化

カリキュラム・マネジメントの更なる実装

多様な児童たちの「深い学び」を確かなものに

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、
自らの人生を舵取りすることができる 民主的で持続可能な社会の創り手 をみんなで育む

学びをデザインする高度専門職としての教師 デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備
総合的な勤務環境整備

「主体的・対話的で深い学び」の実現を通じた

自らの人生を舵取りする力 と 民主的で持続可能な社会の創り手 の育成

「好き」を育み、「得意」を伸ばす
(興味・関心)当事者意識を持って、自分の意見を
形成し、対話と合意ができる

総合

自己の興味・関心に関わる課題の設定の充実

・「テーマ探究」と「マイ探究」をバランスよく組み合わせる

教師を起点として
共通テーマを設定個人を起点として
課題を設定

テーマ探究

マイ探究

・「プレゼン」、「レポート」等に加え、「作品制作」も示すなど探究（外化）の在り方を拡充

・多様な興味・関心に応えるチームでの指導体制

各教科等

生きて働く「確かな知識」の習得（意味理解や知識の構造化を重視）

自分の意見や考えを根拠をもって表現する活動
(AIに依存せず、書く・話すなどの外化を通じ、習得した知識や自分の意見や考えを表現)探究的な学びの充実
(教科においても「なぜ？」を重視し、知識の構造化や総合での課題の発見に繋げる)興味・関心が広がる教材・学習方法の選択を促進
(デジタル学習基盤の積極的活用、紙・デジタルの双方を含む多様な教材の活用を推進)社会・職業とのつながり・学ぶ意義の重視
(全ての教科で重視。特に中・高では「数学ガイダンス」「科学ガイダンス」を新設)メディアリテラシーや情報モラルの育成
小・総合の「情報の領域」、中・「情報・技術科」をはじめ教育課程全体で重視（クリティカル・シンキング、情報の真偽や偏りの吟味、判断の留保、デジタルの賢い使い方と距離の置き方 等）自律的な学習習慣の形成
(学習の自己調整を通じて、家庭学習の内容や学び方を自律的に決定)

特別活動

子供主体のルール形成

- ・ 納得解を創造する合意形成
- ・ 意見表明の機会の確保
- ・ 安易な多数決の回避や少数意見の吟味の重視
- ・ 対話と合意の手法を活用

子供主体の学校行事

- ・ 企画・運営を含め児童生徒が主体的に役割を担う
- ・ 文化的行事を「好き」や「得意」を発表する機会としても明確化

※教師の適切な指導の下で行うとともに、教師の過度な負担を生じさせないことが前提

道徳

考え、議論する道徳の実装

- ・ 価値の実現をめぐる葛藤や価値の対立をめぐる葛藤と向き合う
- ・ 道徳的行為に関する実体験や実感を伴う活動を重視

幼児教育における「遊びの深まり」（言葉を用いて考える力の基礎の育成、他者と関わり協同する力の育成、遊びの中で多様な動きを伴う体験の充実と身体感覚の育成）

※幼児教育：0歳～小学校就学前までの幼稚園、保育所、認定こども園における教育

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに

「深い学び」の実現のための
「統合的な理解・総合的な発揮」に
向けた授業改善子供たちの多様性を踏まえた個に応じた
学習過程の充実
(科学的根拠に基づく学習の自己調整や学習方略の指導等、
学習途中のアセスメントとフィードバック)構造化に
伴う必要
に応じた内
容の精選、
教科書の
精選全ての活動を通じ、
「学びに向かう力、人間性等」
の育成を重視情報活用能力・言語能力の
育成を一体的に充実
(デジタルのみならず一層
身体性を重視)障害や認知特性等
多様な実態を踏まえた調整
(全ての子供の学びやすさに繋がる授業
設計・環境整備・家庭学習を含む)全ての活動の基盤となる
心理的安全性の確保
(学級経営、教科指導)複層的な包摂に向けた
特別的教育課程の新設・改善(校外教育支援センターに通う不登校児童生徒（新設）、
特定分野に特異な才能のある児童生徒（新設）、
通級指導・日本語指導が必要な児童生徒)

調整授業時数制度の活用

(一定の要件の下、各教科等の時数を減じて、
教科への上乗せ、裁量的な時間等に活用)

(2) 「深い学び」の実現と「確かな知識」の習得

- AIがどのような質問にも応じたり、大量の情報を効率的に整理・分析したり、問題の解決策も提案できるようになっていることから、知識を習得する重要性が下がってきたとの指摘や、児童生徒が知識の重要性を実感しにくいのではないかととの指摘も出てきている。このため、「深い学び」の実現について具体的に考えていくに当たり、AI時代に人間が知識を持つ意義を改めて整理しておく必要がある。
- 第1に、AIがどれだけ効率的に情報を整理・分析してくれたとしても、AIを駆動させるための指示や問いは人間が出す必要がある。それらは当該分野における一定の知識なしには生み出すことができない。いわゆる「壁打ち」にしても、AIが出力したアイデアを人間が理解できなければ機能しない。
- 第2に、AIが処理した大量の情報の正誤や妥当性を見極めるためには、当該分野における一定の知識の基盤が必要である。そしてAIが出力した提案を参考にしつつも、責任を持って判断し意思決定するのは人間こそが果たすべき役割であり、そのためにも社会的適合性や倫理面も含む豊かな知識が必要である。
- 第3に、メディアや報道がAIのアルゴリズムの影響を受けつつあり、社会の分断の危険性も指摘される中、自らの人生を舵取りするとともに、社会の創り手としての責任を果たすためには、AIの基本的な仕組みや人間の認知に与える影響、メディアリテラシーを含む知識の基盤が重要となる。
- 第4に、こうした知識なしには人間は責任を持ってAIを制御したり、管理したり、発展させることができなくなってしまう。もとより、先人が営々と積み重ねてきた「知の体系」を発達段階を踏まえて次世代に継承し、更なる発展を期することは学校教育の不易である。
- こうしたことを踏まえれば、AIの発展により、知識そのものの価値が下がったというのは適当ではなく、意味理解を伴わない丸暗記や、定型的な知識の当てはめ、知識の量だけを過度に競うような評価の在り方等の価値が一層低下したと捉えるべきである。
- むしろ、知識を意味理解や外化を伴う形で効果的に身に付け、知識と知識を繋げて頭の中で構造化したり、共通点や原理・原則を見いだして一般化したりする過程で好奇心や問題意識を育み、社会や世界を解像度高く理解し、様々な現実の課題の解決に資する形に磨き上げていくこと、すなわち「確かな知識」として習得し、思考・判断・表現等に活用したり探究的な学びに繋がったりしていくことはこれまで以上に必要になる。換言すれば、「確かな知識」とは、こうした過程による認知的な努力を通じて身体化（記号接地）された知識でもある。

- したがって、いずれの教科等においても、児童生徒が学習の過程を通して個別の知識を学びながら、それらが思考・判断・表現の過程で既得の知識と関連付けられ、各教科等で扱う主要な概念を深く理解し、他の学習や生活の場面でも活用できるような「確かな知識」として習得されることが重要である。
- 後述の「統合的な理解・総合的な発揮」による構造化は、まさにこれをよりよく実現するために構想されたものであり、そのプロセスでは、個別の知識として概念的知識のみならず事実に基づく知識も含めて習得され、思考・判断・表現により既得の知識と関連付けられることで、より深まって定着していくという、「深い学び」の過程が実現されていくことになる。

(※1) AIの学習過程での効果的な活用も期待されるが、学習過程の省略により学習効果が低下するリスクに留意するとともに、試行錯誤等のプロセスや、口頭での表現を重視するなどの対応も必要となる。第2部第2章総合的な探究の時間の項目の2. (5)にて詳述。

(3) 自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手の育成 1-2-2参照

【①『好き』（興味・関心）を育み、『得意』を伸ばす」と「当事者意識を持って、自分の意見を形成し、対話と合意ができる」の両輪の必要性・関係性】

- (1) (2) で示した「多様な子供たちの『深い学び』を確かなものに」していくことを通じて実現したい「子供たちが学校教育を終え、未来の社会で活躍するときの姿」として、「自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手」を掲げ、そのために、『好き』（興味・関心）を育み、『得意』を伸ばす」と「当事者意識を持って、自分の意見を形成し、対話と合意ができる」といった二つの方向性を両輪で推進していくことが必要である。
- 第一に、AIなどデジタル技術の発展により、定型的な仕事の代替が進む中、皆と同じことができることにも一定の意義があるが（全ての基盤になる基礎学力、規範意識等）、それ以上に独自の発想や視点に価値創造の源泉がシフトしつつある。また、不登校児童生徒の多くが自分が好きなことや知りたいことを突き詰める学びを学校に求めている。少子化に伴う入試による動機付けの低下、学習時間の減少等も踏まえ、学びの動機付けをアップデートする必要もある。こうした中、「自らの人生を舵取りする力」を育成するためにも、『好き』を育み、『得意』を伸ばす」中で、それらを原動力として学び全体への動機を高めていくことの重要性が増している。

「資質・能力の深まり」と「資質・能力の一体的育成」の可視化による「深い学び」の具現化

- 知識の理解も、情報の丸暗記にとどまらない概念としての習得や深い意味理解が重要。思考力、判断力、表現力等も、社会や生活で直面する未知の状況でも身に付けた力を総動員して課題解決に繋げていけるよう「質」を高めることが重要（**資質・能力の「深まり」**）
 - ある程度の知識・技能なしに思考・判断・表現することは難しいし、思考・判断・表現を伴う学習活動なしに、知識の深い理解と技能の確かな定着は難しい（**資質・能力の「一体的育成」**）
- ➡こうした「資質・能力の深まり」と「資質・能力の一体的育成」を学習指導要領上で可視化し、資質・能力の関係性の理解や、それらを一体的に育成するための教師の単元・授業づくりを助け、「深い学び」(※)を授業で具現化しやすくする

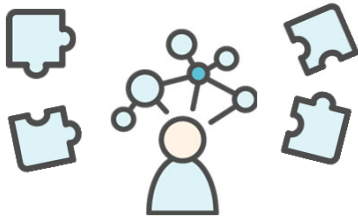
(※) 次期学習指導要領における「深い学び」は、「個別の『知識及び技能』、個別の『思考力、判断力、表現力等』について、一体的に育成しつつ、それらの統合的な理解や総合的な発揮を促す学びのプロセス」といえる。

生きて働く／ 知識及び技能

他の学習や生活の場面でも活用できる

知識及び技能に関する統合的な理解

個別の知識や技能が相互に関連付けられて一般化され、統合的な理解となった姿



(例)関数を使えば未知の状況を予測できる

資質・能力の 「深まり」の可視化

個別の知識や技能

知識① 知識② 知識③ 知識④



(例)比例・反比例の理解 / 1次方程式の解き方 等

個別の資質・能力の
獲得や発揮の方向性を
示す目標の性質

資質・能力の 「一体的育成」 の可視化

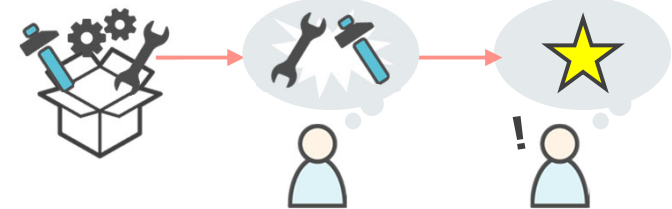
単元等における達成の
目標の性質

未知の状況にも対応できる／ 思考力、判断力、表現力等

知識・技能を活用しながら、未知の場面でも課題を解決できる

思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮

複雑な課題の解決に向けて、個別の思考力、判断力、表現力等を組み合わせたり選んだりして総合的に働かせた姿



(例)現実の事象を数式でモデル化し、未知の状況を予測して、具体的な解決策を選択する

資質・能力の 「深まり」の可視化

個別の思考力、判断力、表現力等



(例)二つの数量の変化・対応関係を見つけて式やグラフを用いて考察する 等

「統合的な理解」と「総合的な発揮」を記述することにより、資質・能力の理解やその育成のための教師の単元構成や授業づくりを助け、「深い学び」を授業で具現化しやすくする

「思・判・表」の深まりを「知・技」が全体として支える教科等

※「思・判・表」の系統性が比較的確で、表形式では「並行パターン」で示す

国語 中

言葉の様々な意味や働き、使い方に関する知識や技能を使えば、理解や思考、表現の質が高まることを理解している

相手や状況、目的に応じて、文章の書き方を工夫して、考えや思いをよりよく伝えることができる

・文脈に即した語句の選び方
・話や文章の機能に応じた構成や展開
・情報の整理の仕方、信頼性の確かめ方 など

・相手や目的に応じて重要な情報を見極めて関係を整理し、構成や表現の仕方を工夫して伝える文章を書く
・経験や思い、想像した世界を、目的に応じて、構成、描写などを工夫して描き出す文章を書く など

※「書くこと」の領域におけるイメージ

外国語 中

英語で書いて表現する際に、様々な語彙や表現、文構造、文法の知識を、コミュニケーションの中で使うことにより、表現の質が高まることを理解している

コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、様々な話題について、情報や自分の考え、気持ちなどを整理し、表現等を工夫して書く

・個々の語彙や表現、文構造、文法の理解
・英語の特徴や書き方に関する知識を、英語で書く際、文章の中で活用

・日常的な話題について、簡単な語句や文を用いて、情報や自分の考え、気持ちなどを書く
・身近な社会的な話題について、簡単な語句や文を用いて、考えた・感じたことやその理由を書く

※「書くこと」の領域におけるイメージ

音楽 中

声の音色や響きの特徴を実感を持って捉えながら、身体の方を調節することで、思いや意図を歌唱で表現できることを理解している

知覚・感受したことをよりどころに表現に対する思いや意図をもち、自分や他者にとって歌唱による表現がもつ意味や価値を実感しながら、歌唱表現を深めることができる

・音楽を形づくる要素とその働き
・声の音色や響き及び言葉の特性とそれを生かした歌い方

・音楽を形づくる要素とそれらの働きとの関わりについて考える
・曲想と音楽の構造などの関わりについて考え、曲の特徴を生かした表現を工夫し、思いや意図をもって歌う

※「A 表現」領域 区分「歌唱」におけるイメージ

図画工作 小

自分の感覚や行為を通して造形的な特徴を捉えながら、場面にに応じて活用できる技能を身に付けることで、創造的に表現できることを理解している

形や色などを基に自分のイメージをもちながら豊かに発想や構想をし、表す過程での気付きを生かして表現することができる

・形や色などの造形的な特徴を理解すること
・絵や立体、工作に表す活動を通して、表現方法を知り、材料や用具の特徴を生かして使うこと

・形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージを描いたり、工作に表す活動を通して、表現方法を工夫し、思いや意図をもって表現する

※「A 表現」領域 区分「自分と表したいこと（仮）」におけるイメージ

※各教科等の特定の内容のまとまりに対応する「統合的な理解」「総合的な発揮」を例示的に示したもの

※各教科等におけるイメージに記載の内容は検討中であることに留意。「統合的な理解」「総合的な発揮」や個々の知・技、思・判・表の記載は内容を抜粋・簡略化して記載しているものがある。

「統合的な理解」「総合的な発揮」を活用した単元構想プロセスにつなげる

「深い学び」の具現化に関する共通的なイメージ

＜生きて働く＞ **知識及び技能**
他の学習や生活の場面でも活用できる

＜未知の状況にも対応できる＞ **思考力、判断力、表現力等**
知識・技能を活用しながら、未知の場面でも課題を解決できる

知識及び技能に関する統合的な理解
個別の知識や技能が相互に関連付けられて一般化され、統合的な理解となった状態

思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮
複雑な課題の解決に向けて、個別の思考力、判断力、表現力等を組み合わせたり選んだりして総合的に働かせた状態

資質・能力の「深まり」の可視化 ↔ 資質・能力の「一体的育成」の可視化 ↔ 資質・能力の「深まり」の可視化

個別の知識や技能 ↔ **個別の思考力、判断力、表現力等**

※個別の資質・能力が確実に育成されることが、統合的な理解や総合的な発揮を支える点に留意

「知・技」の内容のまとまりに対応した「思・判・表」が明確な教科等

※「知・技」の系統性が比較的確で、表形式では「並列パターン」で示す

社会（歴史的分野） 中

欧米諸国の動向や近隣の諸地域との関係を背景に、社会や対外的な状況の変化への対応が求められ、日本の近代国家のしくみや近代的な社会や文化が形成されたことを理解する

時期や年代、展開や変化、共通点や相違点、原因、結果、現在とのつながりなどの視点に着目して、近代の日本について多面的・多角的に考察し、時代の特色を大観して表現することができる

・欧米における近代社会の成立とアジア諸国の動き
・明治維新と近代国家の形成
・議会政治の始まりと国際社会との関わり

・工業化の進展と政治や社会の変化
・明治政府の諸改革の目的
・議会政治や外交の展開
などに着目して、事象を相互に関連付けるなどして、多面的・多角的に考察し、表現する

※「C 近現代の日本と世界（1）近代（前半）の日本と世界」の領域におけるイメージ

理科（物理分野） 中

力は物体の運動状態を変化させることを理解する

科学的に探究する学習活動を通して、物理現象の特徴を見いだして表現することができる

・力の働き
・力のつり合いと合成・分解
・運動の規則性

・観察、実験や資料に基づいて分析・解釈する活動などを通して、作用と変化についての特徴を見いだして表現する

※「作用と変化」の領域におけるイメージ

算数 小

単位量当たりの大きさや割合、比は、二つの数量の関係を数で表したものであり、その数を用いて、二つの数量の関係どうしを比べられることを理解する

事象における二つの数量の関係に着目し、比べ方を考察して、判断に生かす

・割合を用いた二つの数量の関係の比の比べ方
・単位量当たりの大きさの意味や表し方
・割合を用いた比べ方や、百分率を用いた表し方
・数量の関係を比で表したり、等しい比をつくらせる

・二つの量の割合として捉えらる数量の関係に着目して大きさを比べたり表現したりする方法を考察し、日常生活に生かす
・二つの数量の関係に着目し、二つの数量の関係の比を比べる問題を設定して、比べ方を考察する

※「変化と関係 割合と比」の領域におけるイメージ

左記以外の教科等

生活 小 ※表形式では独自パターンで示す

学校、家庭及び地域との関わりの中で、自分の生活が支えられていることへの気付きを深め、それらに親しみや愛着をもって行動できる

※「学校、家庭及び地域の生活に関する内容」の範囲におけるイメージ

特別活動 中

学級での話し合いを生かして自己の課題を解決したり将来の生き方を描いたりするために意思決定して実践することを通して、以下の資質・能力を育む

- 社会との関わりでの自己の生活上の課題や興味・関心に目を向け、主体的に行動し現在及び将来の自己の生き方につなげようとする
- 他者の視点を通じて、自己の価値観や思考を広げようとする
- 自他の意見や価値観を捉え直し、自己の思考や感情、行動を調整する

※「学級活動（2）日常生活における自己の成長と健康安全、（3）将来に向けた自己の成長とキャリア形成」の領域におけるイメージ

特別支援教育

知的障害 小学部 生活科

よりよい毎日の生活を送る上で必要となることを考えて行動する中で、衛生的で安全な規則正しい生活習慣を確立する力を身に付けることにより、健康で自立した生活を送ることができる

※「学校・家庭での基本的な生活習慣（仮）」の領域におけるイメージ

知的障害 中学部・高等部 職業科

働くことの意義や働くために必要な技能についての理解を深め、自己実現を図ったり社会の一員としての役割を果たしたりするために必要な力を身に付けることにより、将来のよりよい職業生活につなげていけることを理解する

よりよい職業生活を送るために、実際の場面において必要となる事柄を考えるとともに、自分の長所や課題との関係から、工夫したり改善したりすることができる

※「A 職業生活」の領域におけるイメージ

体育（運動領域） 小

ゲームの特性等に応じて、ボールの操作や動きを理解し判断することで、ゲームの楽しさや喜びを最大限味わうことができる

ゲームの特性等に応じて、運動の楽しさや喜びを味わうために必要なことを考え、動き・ルール・作戦等を工夫できる

・ボールを用いた様々なゲームのルール、場や用具の使い方
・ボール操作とボールを持たないときの動きの習得

・ゲームや仲間の状況に応じて、動きやボール操作を選択する
・皆で楽しめるルールを考える
・個人やチームの作戦を工夫する

※「ボール運動系、球技」の領域におけるイメージ

家庭 中

地域の食文化を大切に、健康で安全な食事を続けていくことが、自分の生活をよりよくすることにつながることを理解する

自分の食生活上の課題を見いだし、自立に向けて健康・安全で食文化を大切にしたいよりよい生活を工夫し、創造することができる

・栄養素の種類と働き、食品の栄養的な特徴
・食品の選択や保存、献立作成の方法、調理の仕方
・地域の食文化と和食の調理

・健康に良い食習慣について考え、工夫する
・中学生の1日分の献立について考え、工夫する
・日常の1食分の調理について、食品の選択や調理の仕方、調理計画を考え、工夫する

※「C 食生活（仮称）」の領域におけるイメージ

情報・技術 中

情報技術により情報やデータから新たな関係を見いだしたり、情報を批判的に吟味・設計することが、分かりやすい表現につながることを理解する

情報技術の正負の側面に配慮しつつ、情報やデータを分析して判断したり、分かりやすい情報を批判的に吟味・設計・表現し、評価・改善したりできる

・情報やデータの統計的な分析やそれを用いた課題発見
・ユーザー視点の情報デザイン、コンテンツ設計
・メディア特性が人の認知に与える影響

・情報やデータ等の関係を多角的に見いだし、整理・分析する
・試作や検証等を通して、情報処理の手順を設計し、図表等に表現する

※「（1）情報の表現とデジタル化（仮称）」の領域におけるイメージ

※「単元目標・評価規準」については、現行学習指導要領の「知識及び技能」及び「思考力、判断力、表現力等」を、「統合的な理解」及び「総合的な発揮」を踏まえて事務局にて修正したもの。いずれも暫定。		第 5 学年相当 単元名：割合（百分率）	
		（統合的な理解） ・単位量当たりの大きさや割合、比は、二つの数量の関係を数で表したものであり、その数を用いて、二つの数量の関係どうしを比べられることを理解する。	（総合的な発揮） ・事象における二つの数量の關係に着目し、比べ方を考察して、判断に生かす。 ※「統合的な理解」及び「総合的な発揮」は直接の評価対象ではないことに留意
		（単元目標・評価規準）知識及び技能 （ア）二つの数量の關係どうしを比べる場合に割合を用いる場合があることを理解している。 （イ）百分率を用いた表し方を理解し、割合などを求めることができる。	（単元目標・評価規準）思考力、判断力、表現力等 （ア）事象における二つの数量の關係に着目し、二つの数量の關係どうしを比べる問題として設定している。 （イ）事象における二つの数量の關係に着目し、二つの数量の關係どうしの比べ方を考察している。
時	学習内容	単元目標・評価規準に到達するまでの学習のつながり	
8 7	●学習の振り返り ●評価課題	二つの数量の關係どうしの比べ方を理解する。（ア）	事象における二つの数量の關係に着目し、割合を用いた二つの数量の關係どうしの比べ方を説明する。（イ）
6	●日常生活における割合を用いた問題	百分率を用いた二つの数量の關係どうしの比べ方を理解する。（ア・イ）	二つの数量の關係に着目し、日常場面における百分率を用いた割り引きや割り増しの比べ方について考察するとともに、二つの数量の關係どうしを比べる問題を設定している。（ア・イ）
5	●百分率の問題	百分率を用いて、基準量と比較量の求め方を理解する。（イ）	
4	●百分率や歩合の意味と表し方	百分率による割合の表し方を理解し、割合を百分率で表したり、百分率で表された割合を小数で表したりすることができる。（イ）	
3	●他の事象における割合を用いて比べる問題	異なる事象でも、二つの数量の關係どうしを比べられることを理解する。（ア）	異なる事象（例えば、委員会やクラブの定員に対する希望者数の比較）で、二つの数量の關係に着目し、二つの数量の關係どうしを比べる問題として設定する。（ア） 異なる事象でも、二つの数量の關係に着目し、割合を用いた二つの数量の關係どうしの比べ方が使えるかを考察する。（イ）
2 1	●二つの数量の關係どうしの比べ方	二つの数量の關係どうしを比べる場合に割合を用いる場合があることを理解する。（ア） 二つの数量の關係を表した数（割合）を比べる学習であることを理解する。（ア）	二つの数量の關係に着目し、二つの数量の關係どうしを比べられる事象が、他にもあるかを予想する。（ア） 基準量と比較量に比例關係を認め、基準量や比較量を揃えたり、比較量÷基準量で求められた二つの数量の關係を表した数（割合）を用いたりして、様々な二つの数量の關係どうしの比べ方を図や式を用いて考察する。（イ） 入ったシュートの本数と打ったシュートの本数という二つの数量の關係に着目し、二つの数量の關係どうしを比べる問題として設定する。（ア）
本単元の学習に関連が強い既習内容		（第 4 学年）簡単な場合についての割合 （第 5 学年）簡単な場合の比例の關係、小数の乗法及び除法、測定値の平均、異種の二つの量の割合	
		（学びに向かう力、人間性等の「見取る姿」）【検討中参考イメージ】 ・事象に知的好奇心や目的意識をもって問題を見だし、数学を活用しようとしている ・問題発見・解決の過程を振り返って評価・改善しようとしている ・他者と数学的論拠に基づいて協働し、問題解決を進めようとしている ※「見取る姿」は各単元ごとに見取るのではなく、学年・学期などの長い期間を通じて見取るものであることに留意	

【今後の整理イメージ】

**変化が激しい不確実な社会の中で、学びを通じて自分の人生を舵取りし、
社会の中で多様な他者とともに生きる力を育む**

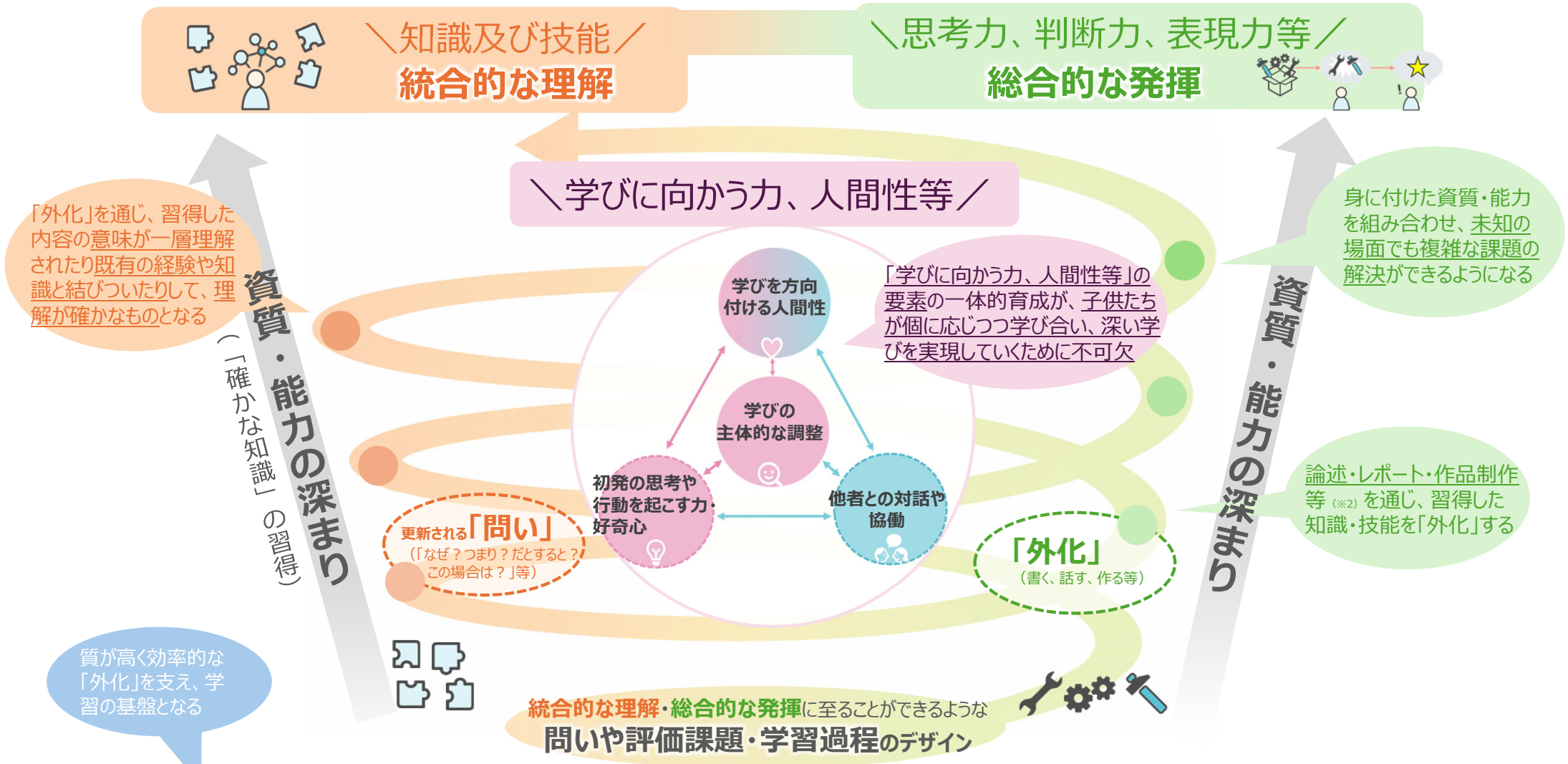
また、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等に関するものも幅広く含まれる。

教師の指導を含む他者からの
フィードバック、書籍等との対話、
多様な他者との協働・共感や
対立の乗り越え等を通じて学び
を支える態度

学びに向かう力、人間性の高まり

「多様な子供たちの深い学び」を支える学習過程

1-3-20 (P452)



学習の基盤となる資質・能力



言語能力

言語による情報を理解してそれを基に思考し、文章や発話により表現する力



情報活用能力

情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていく力



個に応じた学習過程の充実

自己調整できる機会

学習方略の指導

メタ認知



一斉・協働・個別といった学習場面の効果的な配置

相互に学び合える心理的安全性の確保 (教科指導・学級経営) 等

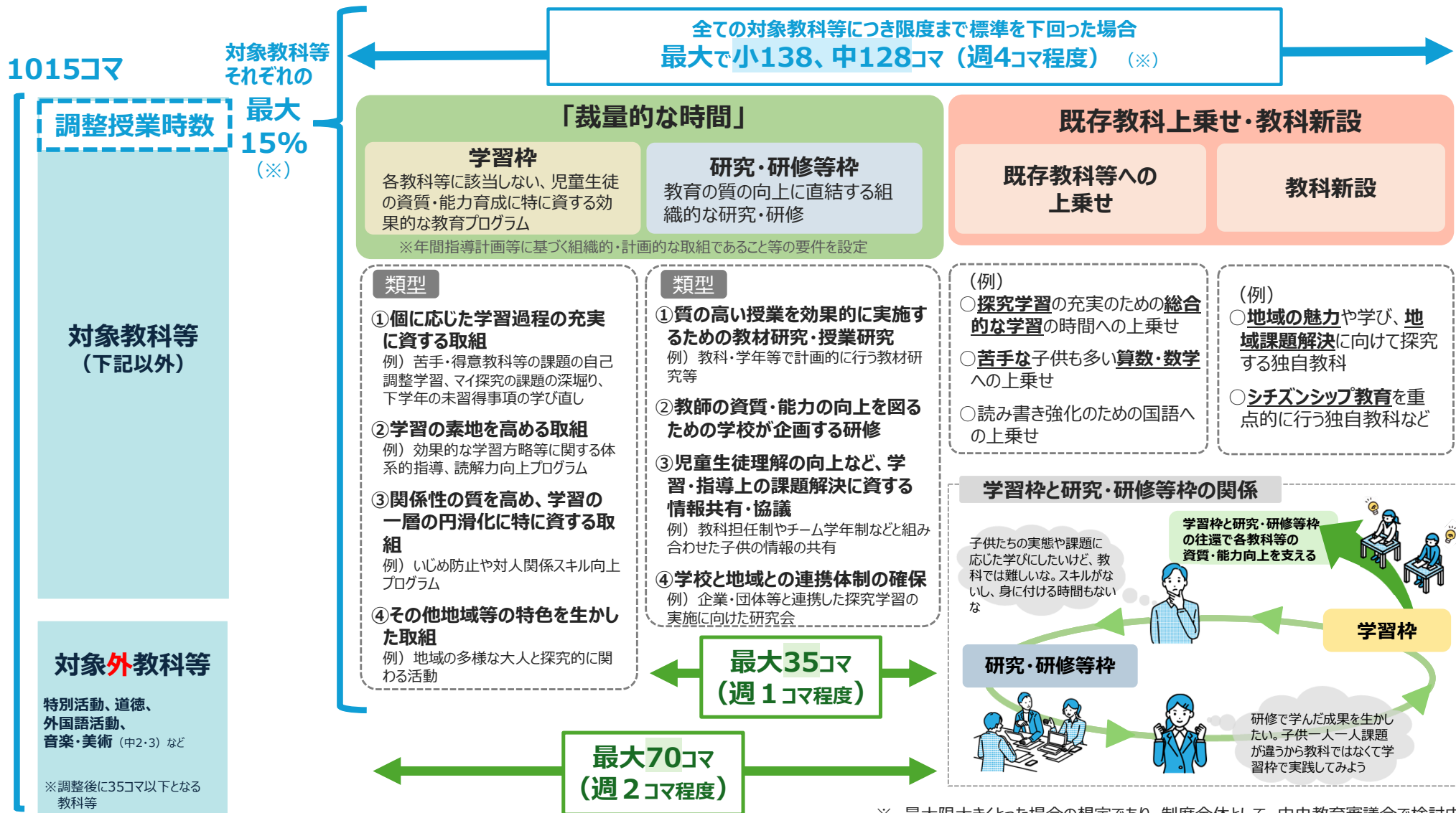
子供によって多様な特性等があり、学びが深まる過程は様々。自らに適した学習過程を可能とできるような工夫が必要。

(※1) 上記は特定の教育方法を想定する趣旨のものではなく、児童生徒の学習過程のイメージを示したものである

(※2) これらの他にも、児童生徒自身が学習した内容を説明したり、ノートへまとめたりするなど、授業中に行う様々な外化が含まれる。

調整授業時数制度の基本的な枠組み（イメージ）

- 子供たちの実態の多様性が一層顕在化している中で、全ての子供たちに「深い学び」による資質・能力の育成を図ることができるよう、子供の実態や課題に応じた柔軟な教育課程編成を可能とする「調整授業時数制度」を創設。
- 令和9年度にサキドリ研究校を大幅に増加させ、令和10年度から全国で先行実施を可能とする方向で検討。



※ 最大限大きくった場合の想定であり、制度全体として、中央教育審議会でも検討中

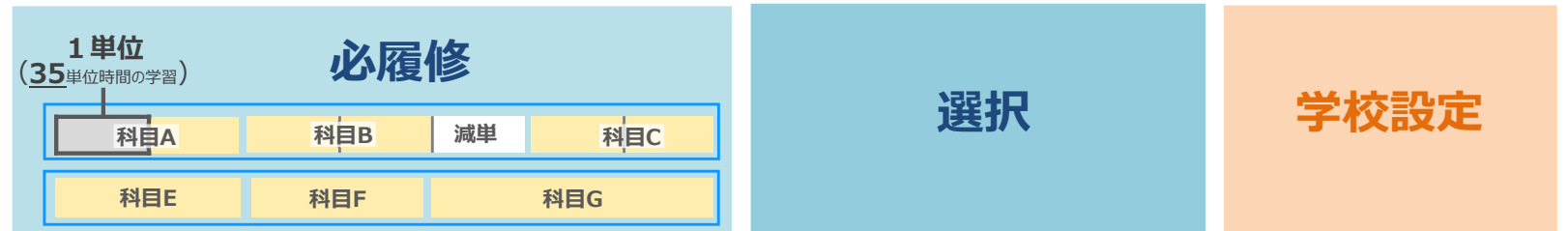
※ コマ数は、現行の標準授業時数をもとに記載したものであることに留意

高等学校の教育課程の柔軟化の仕組みの方向性（イメージ）

1-4-5（P457）

（週当たり授業コマ数）

1 2 3 ... 28 29 30 コマ



2 1単位の計算
50分×17コマで1単位を標準（新しい算定による単位を便宜的に「新単位」という）

1 柔軟な組替えを可能に
・「各科目内容の一部または全部について他科目への移行・統合し、科目の柔軟な組替えを可能に」
（具体例）
・理科の基礎系科目を統合
・国語科と探究を組み合わせ
・数学Ⅰと学び直しの学校設定科目を組み合わせ 等

組替えの要件のポイント
①元の教科・科目の目標の趣旨を損なわない
②教育課程全体として、組替え前と同様の成果が期待される
③カリキュラム・ポリシーとの関連で、変更の趣旨・内容を公表し、生徒・保護者等に説明する

科目の内容の取扱い
・従前同様、生徒の実態を踏まえ特に必要な場合は「基礎的・基本的な事項に重点を置くなど内容を選択して扱うことが可能」
・その上で、「発展的・探究的な事項に重点を置いた選択的な取扱いも可能とする」

5 学校設定教科・科目の単位数の上限
卒業単位に含まれる学校設定科目の単位数上限について
普通科 ⇒ 56新単位
その他普通教育を主とする学科⇒70新単位に増加させる



免除・振替
週当たり授業時数の標準は示さない

3 減単の考え方
・「一定の限度の下で減単可」という考え方が基本
・現在減単できない標準が2単位の必修科目についても、1新単位の範囲内で減単を認める
・各必修「教科」に係る科目の履修単位数の合計が3新単位以下となる減単は不可
（公共、芸術（音楽Ⅰor美術Ⅰor工芸Ⅰor書道Ⅰ）、情報Ⅰ、家庭基礎）

4 科目の履修免除の要件のポイント
①社会的信頼性が確立した外部試験により、免除科目の知識・技能の習得がおおむね判断可能
②振替科目等の履修により、免除科目の資質・能力を発展的に育成可能で、総合的な代替性がある
③生徒の実態・希望を踏まえ、資質・能力の育成に大きく上回る成果が期待できる

履修免除の対象科目
・外国語・数学を対象に制度運用を開始していくことを念頭に検討
・具体的な外部試験の種類や、履修免除に必要な級の水準等については、外国語及び算数・数学の方向性を踏まえ解説で具体的に記載。
（外国語はCEFRB2以上、数学は数ⅡB以上を想定）

6 必要な改善・質確保のための仕組み
これらの仕組みの不適切な運用を防ぎ、国・都道府県等・各学校が必要に応じて改善を図り、質を確保できるようにそれぞれの役割を整理

（４）統合的な理解・総合的な発揮を踏まえた各教科等における内容の整理・精選

【①内容の整理・精選の考え方と今後の更なる検討】

- 「統合的な理解・総合的な発揮」による内容の構造化は、「深い学び」の実現に向けた授業づくりを支え、学習過程の改善に資するとともに、学習指導要領等に示す個別の学習内容を「各教科等の本質的な理解の獲得を重視する観点から真に必要なものか」という視点から見直す大きな契機となる。
- すなわち、今次改訂における「精選」は、内容の削減自体を目的とする「精選のための精選」ではなく、第２章（２）で述べた「確かな知識」の習得を含め、「統合的な理解・総合的な発揮」に向けた個別の知識及び技能、個別の思考力、判断力、表現力等をより質高く身に付けるようにするためのものであり、端的に言えば、「学力向上に資する精選」でなければならない。
- そのため、今次改訂では、「統合的な理解・総合的な発揮」を基にした構造化を通じて、どのように内容の整理・精選の検討を進めていくべきかの手順を示し、特に、具体的内容の整理・精選の方針としては以下の考え方を整理した。
 - ・ 「統合的な理解・総合的な発揮」に基づき、より豊かな学習活動に繋がり、かつ、系統性等を損なわない範囲で、精選が可能な対象を慎重に特定しつつ、個別の資質・能力を整理する。
 その際、表形式での示し方、「統合的な理解・総合的な発揮」の獲得に向けて「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るための余白が十分に
あるかといった視点からも検討する。
 - ・ 整理した個別の資質・能力の在り方を踏まえて、「統合的な理解・総合的な発揮」の妥当性を精査し、必要に応じた修正をする。
 - ・ 併せて、「統合的な理解・総合的な発揮」を掴みやすい当該教科等の教科書の在り方について、内容の精選の在り方も含めて検討する。

- 第２部第２章に示す各教科等の記載においては、こうした考え方を踏まえ、内容の整理・精選の方針を具体化した。
- 加えて、各教科等の内容の精選を要する以下の事項についても整理を行っており、それらへの対応も踏まえて、精選の在り方を引き続き検討する必要も生じている。
 - 情報活用能力の抜本的向上に向けて必要となる授業時数を標準総授業時数を増加させることなく確保するため、35コマ以下のものを除く各教科等について、標準授業時数に応じて同一の考え方で減じて確保する。（第８章（１）参照）
 - 調整授業時数制度を活用して標準を下回ってよい上限については、35コマ以下の教科等を除く対象教科等の最大15%程度とする（第４章（２）⑨参照）
- こうした状況を踏まえると、学習指導要領の内容の整理・精選については、第２部第２章に示す各教科等の記載で示された基本的な方針を踏まえつつ、文部科学省において以下の観点から引き続き検討するとともに、その結果について、必要に応じて各教科等WGに報告することが求められる。
 - 1)情報活用能力の抜本的向上に要する時数の確保に向けた標準授業時数の減に対応する観点
 - 2)1)を踏まえた上で、「統合的な理解・総合的な発揮」の獲得に向けて「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るための余白を十分に確保する観点
 - 3)教科等の本質的な理解に資するとともに、調整授業時数制度を活用した教育課程編成を可能とするための教科書の精選に資する観点

【②現時点での各教科等の精選の主な方向性】

- ①を踏まえ、学習指導要領の内容の整理・精選について文部科学省で引き続き検討を続けるものの、現時点における各教科等の精選の主な方針は以下のとおりである。
- 以下は主な方針であることから、各教科等の具体的な精選の方針や事項については、第2部第2章に示す各教科等の記載を参照すべきである。

国語	● <u>〔思考力、判断力、表現力等〕については、扱う話や文章の種類と、学習過程で働かせる思考・判断・表現の要素を一体的に整理し、一括りの事項にまとめ精選。</u> 例：「意見を述べる文章」という文章の種類と、「主張を明確にする」、「表現を工夫する」などの思考・判断・表現の要素を一括りの事項として示す ● <u>〔知識及び技能〕については、内容の重なりや指導上の重点が見えにくい部分は、分割・統合する等して系統性が明確になるようにしつつ内容を精選。</u> 例：「漢字の読み書き」と「偏やつくり」の内容を統合して一括りの事項として示す ● <u>情報の領域等との役割分担による内容の精選。</u>（小3タイピングは情報へ移行等） ● 教科書についても、教材等の精選・再構成や、「基幹教材」と「関連教材」の明確化、系統性の明確化による教材等の整理を促進。
社会、 地理歴史、 公民	● <u>重複する複数の事項を扱う際の精選や構造等の見直しによる整理。</u> ＜具体的な内容の整理（例）＞ ・【小学校】 内容に重複事項がある際の精選 ・【中学校】 政治・社会史と文化史の一体化による精選、分野横断における統合・整理 ・【高等学校】 現代社会の事柄・課題の統合による整理 等 ● <u>教科書等について、次の方向性（教科書等における用語等の精選方針（仮称））に基づき、用語の精選を促進。</u> ＜検討イメージ（案）＞ ➢ 現状と課題 ・学習指導要領と教科書等の差分や入試問題の分析 ➢ 方向性 ・「統合的な理解・総合的な発揮」を踏まえた用語の精選 ・課題（問い）を解決するために必要な用語の精選 （※1）趣旨の徹底のため入試改善も併せて検討
算数、数学	● 算数・数学の系統性には十分留意しつつ、「統合的な理解」「総合的な発揮」の獲得に必須でない内容を中心に、<u>学習内容を見直し・精選。</u> ● <u>教科書の記載内容について、「統合的な理解・総合的な発揮」の育成上必須の内容なのか、必要に応じて扱うべき内容なのかといった指導上のグレードーションを明示することや、学校種を超える発展的内容やコラム等には時数を配当しないこと等を教科書会社に要請。</u>
理科	● <u>観察・実験のある理科において授業時間の余白は豊かな学びの実現の上で必要不可欠。「統合的な理解」「総合的な発揮」の獲得に必須でない内容や、学年・校種間で重複が大きい内容を中心に、学習内容を見直し・精選。</u> ● <u>教科書の記載内容について、扱いの必須性の程度を明示することや、個別事実・用語・現象例の並列的な例示は精選すること等を教科書会社に要請。</u>

芸術	● 題材や単元に取り組むことを繰り返しながら、資質・能力の定着を図り、「深い学び」を実現していく芸術系教科・科目の特性を一層効果的に生かすことができるよう、複数の区分の統合や指導内容の重点化、具体性の高い記述の精査を行うなど学習内容を見直し・精選。
家庭	● 「統合的な理解・総合的な発揮」の育成に支障がない事項の整理や、学習内容をまとめて行うことで効率的かつ効果的に学習が可能となる事項を統合するなど、学習内容を精選。 (例：小学校「布を用いた製作」を統合的な理解等を踏まえて事項をスリム化、中学校「金銭の管理と購入」を「消費者の権利と責任」と統合、小・中学校の住まいの働きや家庭内事故の防ぎ方を、高等学校へ移管・統合等)
情報・技術、 情報	● 情報活用能力育成の「要」となる新教科・領域において集中的・体系的な育成を図ることで、各教科等における端末等の活用方法や、プログラミング、タイピングを含む情報技術等に関連する内容（※２）の精選に寄与するとともに、各教科等は固有の学びを深めることができるようになり、教育課程全体の学びの質を向上。 (※２) その他、映像メディアの操作、グラフの作り方、データ活用、産業と情報の関わりや情報機器と健康との関わり等
体育、 保健体育	● 体育において、小４までの段階は具体的な運動の種類を示すのを改め、どのような「動き」ができるようになってほしいかを軸に示し、具体的な運動等を網羅的に実施することによる負担の解消を図る。また、各領域の学習は２年間のまとまりごとに計画的に学ぶことを基本とし、運動等の種類を毎年網羅的に実施する趣旨ではないことを明確化。 ● 求める運動技能の水準が過度に高度なものとなり過ぎないように全体の系統性を調整。 ● 体育と保健で共通性が高い指導内容や、学習指導要領や解説で示す以上に教科書等で繰り返し丁寧に示されている内容については、適切な取扱いとなるよう改善を促す。
外国語	● 話題について、「社会的な話題」を「身近な社会的な話題」にする等、難易度を適正化し、学年段階の目安を示すとともに、身近なものから段階的に抽象的なものを取り扱うようにする。 ● 中学校の文法事項について、使用頻度の高いもの等を本文で具体的に明示し、指導対象の焦点化、難易度の適正化を図る。 ● 重要な語彙を様々な場面等で繰り返し扱い、児童生徒が活用することができるよう、指導すべき語彙数の精選も含めて、国が基盤語彙リストを整備。 (※３) 教科書発行者に対して、当該リストに掲載されている語を教科書で使用することを推奨
主として専門学 科において開設 される各教科・ 科目	● 科目の構造化・体系化に基づく統廃合等を行いつつ、必要に応じて内容の精選等を行う。
道徳	● 発達の段階に応じて教科書の読み物教材数を精選し「深める教材（※４）」を展開。 (※４) 読み物教材との関連を図りつつ「深い学び」を支える多様な教材（教科書発行者が開発）
総合的な 探究の時間	● 全体計画や評価規準の作成等に関し、質の高い探究の実現に向けて真に必要なものへと精選・重点化を図り、よりシンプルなものへと見直すほか、多様な実践事例の共有を含めた条件整備を推進。
特別活動	● 学級活動の内容項目数を精選し、小中高の内容の系統性を一層高めるとともに、現代的な課題への対応を明確化。 ● 「キャリア・パスポート」について、例示資料を廃止。デジタル活用を推進し、実態に合った「見通し、振り返る」多様な取組へと進化させるほか、学校による引継ぎを求めないことを明確化。

① 学習指導要領の構造化

- 生成AIが飛躍的に発展する中、個別の知識の集積にとどまらない概念としての習得や深い意味理解を促し、学ぶ意味、社会やキャリアとのつながりを意識した指導が一層重要
- そのため、学習指導要領において、各教科等の本質的理解の獲得に重点を置き、学校段階や教科等の特性を踏まえつつ、そのために必要な学習内容を検討したり、必要に応じた精選の上で構造化

※精選：多くの中から良いものをよりすぐること

現在

知・技
思・判・表
知・技
思・判・表
内容事項を順に列記

改善の方向性

知識及び技能に関する
統合的な理解
思考力、判断力、表現
力等の総合的な発揮
知・技
思・判・表
知・技
思・判・表
「統合的な理解・総合的な発揮」を基に構造化

② 標準授業時数の弾力化

- 調整授業時数制度により、各教科の標準授業時数を減じて生み出した授業時数を、他教科等や「裁量的な時間」等への充当を可能とすることを検討

各教科の時数

減
裁量的な時間
他教科の増
新教科創設 等

多様性を包摂し、教育の質を高める「余白」

資質・能力の深まりや一体的育成を
掴みやすい方向で改善

裁量の余地を増やす方向で改善
(各教科の標準を下回る時数で指導可能に)

③ 教科書の重点化・内容の精選

現在の在り方

教科書

- 学習に必要な情報の大半を網羅
- 多数の用語・キーワード等の豊富な事実に知識やその確認問題
- 教科書の指導で授業が完結
(→依然として教科書「を」教える実態も)

その他

- 補足的に活用

改善の方向性

- 「統合的な理解・総合的な発揮」をもとに重点化・必要に応じて内容を精選
- 教科書「を」教えるから、教科書「で」教えるへ

精選

探究学習や裁量的な時間の余白創出

- 児童生徒の関心等に応じた多様な教材活用
- 紙に加え、デジタル学習基盤や学校図書館・公立図書館がインフラとして機能

教師用指導書は、精選された教科書の分量や裁量の余地を踏まえつつ、多様な授業アイデアや教材活用の可能性を盛り込む方向で改善を要請する方向

改善の実効性確保

「教科書を全て教えなければならない」という網羅主義を脱して、学習指導や教科書の改善を実効性あるものとするとともに、教育課程の実施に伴う教師・生徒の負担を軽減するためには、高校入試の改善を一層進めていくことが必要。

④ 入試

(3) 構造化や調整授業時数制度を踏まえた教科書の精選

1-5-5参照

【①「統合的な理解・総合的な発揮」や調整授業時数制度を踏まえた教科書の精選】

- 現在の教科書は、学習に必要な情報の大半を網羅し、多数の用語・キーワード等の豊富な知識に関わる情報やその確認問題が掲載されている。このような教科書を使用する中で、教科書の指導のみで授業を完結することができ、教科書を「網羅的に教える授業、あるいは「本時主義」といった授業づくりからの脱却に至っていない実態もある。この場合、その他の教材は補足的に活用することになる。
- そうした中、(1) ②4)で述べた課題の顕在化、さらに(2) ④で述べた時数を確保しないと教科書が終わらないという学校現場の懸念を踏まえれば、「統合的な理解・総合的な発揮」による構造化の趣旨を踏まえ、教科書の内容は、各教科等の「統合的な理解・総合的な発揮」を実現しやすくなるように精選するとともに、教科書で得た理解を広げたり深めるための多様な情報を得る手段として、その他の教材を活用するという役割分担を考えることが必要である。
この場合、その他の教材は児童生徒の関心等に応じた多様なものが活用され、紙に加え、デジタル学習基盤や学校図書館・公立図書館がインフラとして機能することになる。第2章(3) ②で述べた興味・関心が広がる教材・学習方法の選択の促進の前提ともなる。
- また、構造化の観点のみではなく、調整授業時数制度の創設により、一定の範囲で各教科等の標準を下回って生み出した調整授業時数を裁量的な時間等に充てることを可能とすることから、調整後の時数で十分に指導可能なものとなるよう、教科書の分量、デジタル教材との役割分担、教師用指導書での指導計画の示し方も整合性を持って対応する必要がある。
- なお、調整授業時数制度を活用して標準を下回ってよい上限については、最大限大きくとった場合で35コマ以下の教科等を除く対象教科等の最大15%程度とし、引き続き具体的な幅を教育課程企画特別部会で検討することとしている。

- こうした教科書の改善によって網羅主義の脱却を図りつつ、併せて子供が学習を主体的に自己調整できるような学習活動を一層推進することにより、「確かな知識」の習得や深い意味理解、他の学習や生活の場面でも活用できるようにすることを促す指導、そして、各教科等における探究的な学びの充実にも繋げることができる。

【②教科書の精選に向けた対応】

- 教科書会社からは、①で述べた「統合的な理解・総合的な発揮」をつかみ取りやすい教科書は具体的にどのようなものかイメージが湧きにくいという声もあり、「統合的な理解・総合的な発揮」を掴みやすい各教科等の教科書の在り方について、(4)で述べる内容の精選の在り方も含めて検討を行う方針を踏まえ、各教科等ごとに現在の教科書のどういった内容を精選対象とすることが考えられるか、またどういった構成上の工夫が考えられるかといった点についてのアイデア出しを行い、教科書会社における教科書の編纂の参考となるよう、第2部第2章の各教科等の記載で整理している。
- こうした整理も踏まえつつ、調整授業時数制度を活用して標準を下回って時数を設定した後(対象教科等の最大15%)の授業時数でも、教科書の内容を概ね適切に取り扱った指導が可能となるような教科書編纂を促すための仕組み作りなどについて、教科書検定調査審議会において具体的に検討することが求められる。
- また、今般の学習指導要領の改訂の方針や、教科書編纂上の期待等について、国として教科書会社向けの説明会を複数回開催するなど、教科書会社の教科書編纂に当たって必要な情報を丁寧に届けていく工夫も行っていくことが必要である。

情報活用能力の抜本的向上に係る主な課題

- 小中高を通じた育成体系が不明確であることや、他国と比べ指導内容が不十分であること等の課題を踏まえれば、情報活用能力の抜本的向上に向けた内容面の充実の方向性については、**（１）どのように情報技術の活用の実態を高めていくか**（主に①活用）、**（２）内容として不足している部分をどう充実するか**（主に②適切な取扱い、③特性の理解）という観点で総合的に整理することが重要

情報技術の

※コンピュータ、情報通信ネットワーク、AI、メディア等

①活用

情報技術の基本的な操作及び情報技術を活用した情報の収集、整理・比較、発信・伝達等に関すること

<具体的な課題>

- 小学校において教科等に明確に位置付けがなく、地域や学校による差が大きい
- 探究の学習の過程において情報技術の活用が十分ではない

②適切な取扱い

情報技術を扱う際の留意事項に関すること（情報モラル、権利と責任等）

<具体的な課題>

- メディアリテラシーについて学校の取組差が大きい（発信源の確認、複数媒体の比較、ファクトチェック等）
- 急激なスピードで広がる負の側面への対応が不十分（フィルターバブル、エコーチェンバー、デジタルとアナログの適切な使い分け、長時間利用の影響の理解を含むデジタルとの適切な距離の置き方に関する自己調整）

③特性の理解

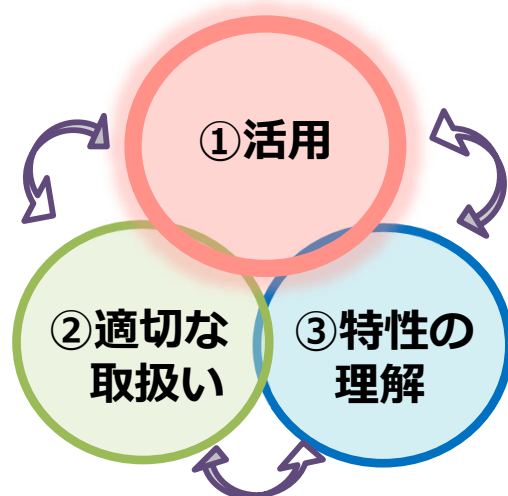
情報技術の特性の科学的な理解に関すること（コンピュータの仕組み、データ活用等）

<具体的な課題>

- 小学校では扱われていない
- 中学校では技術分野の一部での取扱いにとどまる（産業や職業との関連が弱い）
- 学校種通じ、生成AI等の先端技術に関わる内容が明確に位置付けられていない

探究的な学びの基盤となる情報活用能力の整理

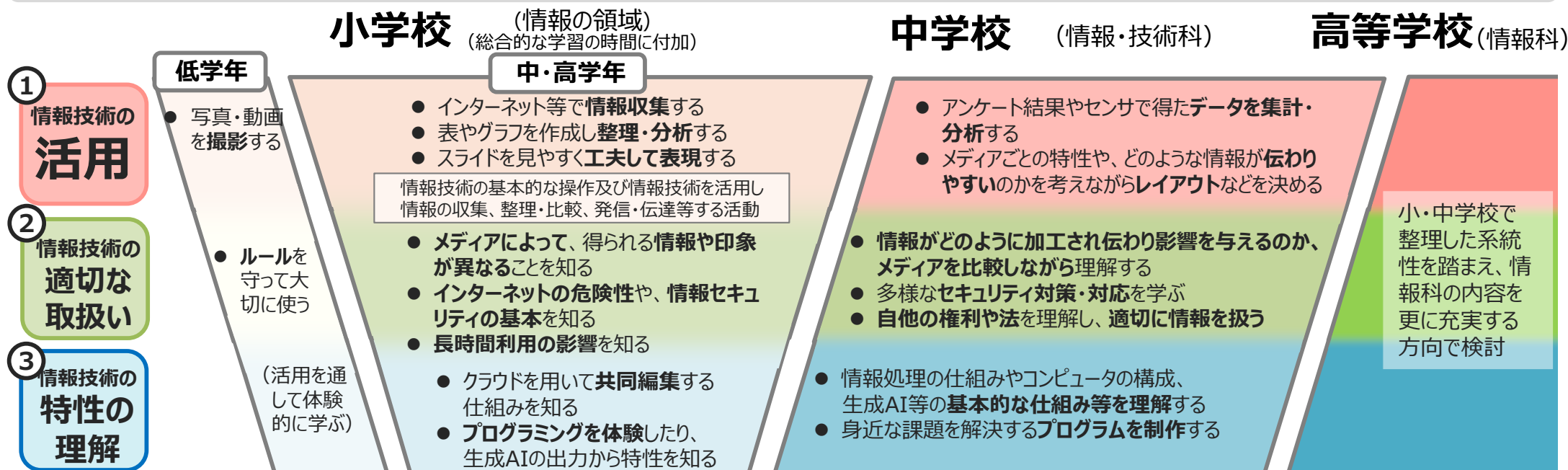
1. 情報活用能力を構成する各要素の関係を以下のとおり整理すべき



- 情報技術を自由自在に活用し、自らの人生や社会のために課題解決や探究ができる力がこれからの時代を生きる上で不可欠であることから、「①活用」を情報活用能力の中核的な構成要素と整理
- 「①活用」する力を発揮するためには、併せて認知や行動に与えるリスクに対応する「②適切な取扱い」が必要となること、仕組みや背景を含めた情報技術の「③特性の理解」によって、より効果的な活用や適切な取扱いが可能になることを踏まえ、②③を①を発揮するための構成要素と整理
- 高校段階では、高等教育段階での数理・データサイエンス・AI教育の動向とも連動し、文理を問わず生成AI時代に不可欠な基礎的な素養である「特性の理解」を身に付けられるよう、内容を充実

2. 上記整理に基づき、おおむね以下のようなイメージで発達段階に即した学習活動を検討すべき

- ✓ 小学校段階……体験的な活動を重視し、「①活用」を中核としながら、「②適切な取扱い」、「③特性の理解」と相まって培う
- ✓ 中学校段階以降…各要素の内容を深めつつ、より抽象的・科学的な理解を必要とする「③特性の理解」を一層重視



※上記の学習活動の例は網羅的に示したのではなく、今後更に専門的な整理・検討が必要。特にタイピングは国語科との役割分担を検討する必要

(1) 調整授業時数制度創設や情報活用能力の抜本的向上に伴う標準授業時数の在り方

【①標準授業時数を検討する上での前提】

- 文部科学大臣諮問においては、「年間の標準総授業時数を現在以上に増加させない」ことを前提とした検討を求めていることから、各教科等の標準授業時数については、原則として現行以上とならないようにする必要がある。
- その上で、第2部に示す各教科等の内容の整理に際しては、「統合的な理解・総合的な発揮」の獲得に真に必要な内容となっているか、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るための余白が十分にあるかなどの視点から、精選が可能な対象を慎重に特定しつつ、個別の資質・能力の整理を行ってきている。(第5章(5)参照)
- 一方で、文部科学大臣諮問において検討が求められた情報活用能力の抜本的向上に関しては、第7章(1)に示したとおり、その体系的な育成を図るため、小学校総合的な探究の時間で「情報の領域」、中学校で「情報・技術科」(以下「新教科・領域」という。)を創設することとしている。すなわち、新教科・領域の創設は、今次改訂において特定の教科等に標準授業時数を増加させる例外である。
- 以上のことから、年間の標準総授業時数を現在以上に増加させない前提で、新教科・領域に伴う授業時数の増加を踏まえた各教科等の標準授業時数の在り方を整理する必要があり、そのためには、新教科・領域の授業時数や、その授業時数をどのような考え方で確保するかを明確にする必要がある。

【②情報活用能力の抜本的向上に必要な時数の在り方】

- ①に示したような標準授業時数を巡る状況を踏まえ、新教科・領域で育成する資質・能力の体系及び具体的な学習活動のイメージを検討する際には、これからの社会で求められる資質・能力を十分に育成できるかという視点はもとより、
 - 教育課程の肥大化を招かない範囲の必要かつ十分なものとなっているか
 - 各教科等での探究的な学習をはじめ豊かな学びの基盤として支えることができる、教育課程全体への波及効果が大きい学習内容となっているか
 - 広く国民の理解を得られるものとなっているか
 - 大学以降で提供される数理・データサイエンス・AI教育プログラム等との接続が担保されているか

などの多角的な視点から整理した。
- また、合理的な標準授業時数の設定を行うことができるよう、全体の資質・能力の体系を整理することに留まらず、各学年・各コマに必要な学習内容が分かる程度まで具体化を図った。
- こうした慎重かつ丁寧な検討を経て第2部第2章情報・技術、情報の項目で示された新教科・領域の学習内容を俯瞰すると、示された内容は今後の社会で求められる情報活用能力の抜本的向上に必要なかつ十分なものとなっており、また最小単位で整理された各学習活動を積み上げると、各学年最大で以下の程度の授業時数が必要となると考えられる。

小学校総合 「情報の領域」				中学校 「情報・技術科」		
3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
各学年最大 30コマ程度		各学年最大 35コマ程度		各学年最大 70コマ程度	最大 35コマ程度	

※総合における「探究の領域」と「情報の領域」はそれぞれ別途に標準授業時数を設定する

※現行の技術・家庭科の技術領域に含まれる内容を含む標準授業時数

【③追加で要する時数を踏まえた各教科等の時数の考え方】

- 今般の新教科・領域の学習内容の充実については、急速な情報技術の浸透・革新により産業・就業構造が大きく変化する中で求められる資質・能力を確実に育成することに加え、他教科等の学習との関係においても、以下のような大きな意義を有するものである。
 - 学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力育成の「要」として、新教科・領域で集中的・体系的な育成を図ることにより、いずれの教科等においても、情報活用能力を効果的に発揮した豊かな学びを実現する基盤となり、各教科等が目指す資質・能力の育成に資する
 - 新教科・領域により、各教科等における端末等の活用方法や、プログラミング、タイピングなどを含め、情報技術等に関連する内容の精選に寄与する
- このような教育課程全体の質の向上に資するという新教科・領域の意義を踏まえると、必要な授業時数を、特定の教科・領域の標準授業時数を減じて確保することは適当ではなく、各教科等の標準授業時数に応じて同一の考え方で減じて確保することが適当である。
- その際、第4章（2）の調整授業時数の上限の検討の際に議論したように、いずれの教科等についても、学習の継続性などの観点から少なくとも週1コマ程度の時数は確保することが重要であることから、現在標準授業時数が35コマ以下の教科等からは減じないことが適当である。
- 以上を踏まえると、追加で要する時数の確保に向け、小学校3年以上の各教科等の標準授業時数について、現在35コマ以下であるものを除いた教科・領域から、それぞれの既存の授業時数に対して一定の割合で時数を減じることとし、その具体は、新教科・領域で必要となる各学年の追加時数を確保できる水準とすべきである。その場合、各学年で追加で要する時数と対象となる教科等の時数を踏まえれば、一律で3-4%程度の時数を言わば「広く薄く」減ずることとなると考えられる。
- 以上を踏まえつつ、各教科等の標準授業時数の具体的な実数については、引き続き、教育課程全体の議論の進捗を踏まえて精査を行った上で教育課程企画特別部会で検討し、適切なタイミングで示すべきである。

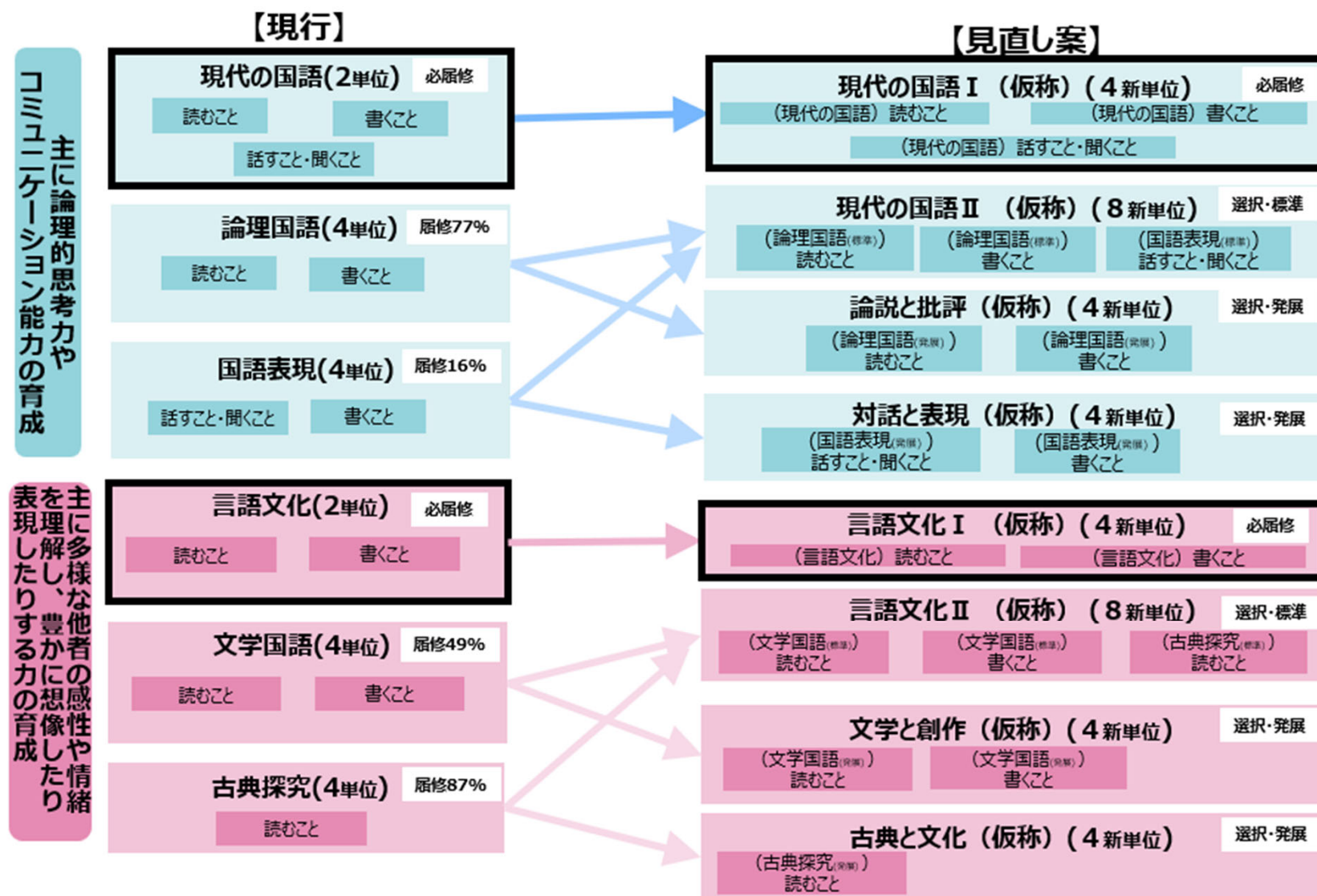
【④標準総授業時数等の考え方】

- 今回、新教科・領域で要する授業時数について、標準総授業時数を増加させることなく確保するため、③で示すように多くの教科等から標準授業時数を減ずることとしている。仮に、これに加えて更に標準総授業時数を減ずる場合、各教科等の標準授業時数について③に示した考え方よりも一層減じる必要が生じ、深い学びの実現に多様な児童生徒が取り組むために必要な学習時間を全体として確保できない懸念があり、極めて慎重に考えるべきである。
- また、家庭での学習時間も減少傾向にある中、第3章（1）③でも述べたように、全国学力・学習状況調査の経年変化分析調査ではスコアの低下が見られるとともに、基礎的な概念の理解等に課題が見られる児童生徒も多いという実態もある。
- こうした状況にあつては、
 - 「統合的な理解・総合的な発揮」に基づいて内容の精選を丁寧に行い、新教科・領域の創設に伴う標準授業時数減への対応や、多様な子供たちの深い学びを確かなものにするための余白創出等に取り組む
 - 調整授業時数制度を活用し、学校判断で授業時数を柔軟に調整し、教師の研究・研修等の深い学びを支える余白創出を可能とする
 ことを前提にした上で、標準総授業時数は現行を維持することとすべきである。
- なお、新教科・領域については、全面実施となる小学校令和12年度、中学校令和13年度からの実施となると、社会変化が先行する中であつて、必要となる資質・能力の育成に遅れが生じることが考えられる。

そのため、学校現場の準備を段階的かつ円滑に進めることも必要であり、現在、国においては、次期学習指導要領の告示・周知後速やかに、新教科・領域の内容を順次各学校で取り扱うことができるよう、令和7年度補正予算を活用して学習動画・教材等の整備に着手しているところである。
- こうしたことを踏まえ、全面実施を待たずして部分的な指導が可能となるよう、小学校は令和10年度から、中学校は令和11年度から段階的に新教科・領域を先行実施するための経過措置を講ずることが適当である。

（※1） 具体の経過措置の内容については今後具体的に検討。過去の例として、現行学習指導要領の経過措置では、小学校5,6年生の外国語科の創設と3,4年生の外国語活動の実施に向け、全面実施までの2年間（平成30年度、令和元年度）においては先行して小学校3年生以降に外国語活動の時数を追加した上で実施した。

- 現行の趣旨は維持しつつ、論理的思考力、情緒・感性の両面について、バランスよく統合的かつ効果的に育成する方向で見直し、必修科目（現代の国語、言語文化）は科目構成を維持しつつ、選択科目の構成や単位数を見直す。
 - 選択科目の中から、標準的な内容項目を抽出し、大多数の生徒の履修を想定した選択科目（現代の国語Ⅱ（仮称）、言語文化Ⅱ（仮称））を設定。
 - その上で、上記「Ⅱ」科目の履修を前提に、より発展的な内容を学ぶ選択科目群（論説と批評（仮称）、対話と表現（仮称）、文学と創作（仮称）、古典と文化（仮称））を設定。



※ 現行の「%」は教科書の必要数を基に推計した履修率

高等学校数学科の科目構成に関する見直しの方向性

①! : < の区分けをなくし、
必要な学習内容の選択を容易化

数学Ⅲ（選択履修）

極限

微分法

積分法

数学Ⅱ（選択履修）

いろいろな式

指数関数・
対数関数

微分・積分の
考え

図形と方程式

三角関数

②数学Ⅰ（必修）の改善

数学
ガイダンス

（数学の全体像、
社会や職業との関係、
微分積分の素地等）

※ 過度な負担を避ける
観点も含め、国が
分かりやすい動画を
作成することも検討

数と式

集合と命題（論証）

データの分析

二次関数

図形と計量

社会を読み
解く数学

（数理モデルを含む）

※ ①で該当する内容を選択履修する場合であって、当該履修によって「社会を読み解く数学」の「統合的な理解・総合的な発揮」を育成することができる場合に限り、相当分を減単可能とする
※ 数学Aの履修率が87%であることも踏まえつつ、過度な負担とならない範囲で学習内容の検討が必要

新科目 （選択履修）

複素数と
複素数平面

幾何
ベクトル

数列

行列
（数ベクトルを含む）

統計的な
推測

場合の数と
確率

基礎的素養を抽出

※履修順序を想定した配置ではない

▶ 学習内容の実質的増加につながらないよう、全体の学習内容について必要な精選を図る。

次期学習指導要領における高等学校共通教科の構成と標準単位数

現行学習指導要領での構成

◎：必修修 ○：選択必修
▲：必修修のうち減単可のもの

教科等	科目	標準単位数	教科等	科目	標準単位数
国語	現代の国語	◎ 2	芸術	音楽Ⅰ	○ 2
	言語文化	◎ 2		音楽Ⅱ	2
	論理国語	4		音楽Ⅲ	2
	文学国語	4		美術Ⅰ	○ 2
	国語表現	4		美術Ⅱ	2
	古典探究	4		美術Ⅲ	2
地理歴史	地理総合	◎ 2		工芸Ⅰ	○ 2
	地理探究	3		工芸Ⅱ	2
	歴史総合	◎ 2		工芸Ⅲ	2
	日本史探究	3	外国語	英語コミュニケーションⅠ	◎ 3 (-1)
公民	世界史探究	3		英語コミュニケーションⅡ	4
	政治・経済	◎ 2		英語コミュニケーションⅢ	4
	倫理	2	家庭情報理科	論理・表現Ⅰ	2
数学	数学Ⅰ	◎ 3 (-1)		論理・表現Ⅱ	2
	数学Ⅱ	4		論理・表現Ⅲ	2
	数学Ⅲ	3		家庭基礎	○ 2
	数学A	2		家庭総合	○ 4
	数学B	2	情報	情報Ⅰ	◎ 2
理科	数学C	2		情報Ⅱ	2
	科学と人間生活	○ 2	理数	理数探究基礎	1
	物理基礎	○ 2		理数探究	2～5
	化学基礎	○ 2	総合的な探究の時間		◎ 3～6 (-1)
	生物基礎	○ 2			
	生物基礎	○ 2			
保健体育	体育	◎ 7～8			
	保健	◎ 2			

※：必修科目の標準単位数の横に付記している（-○）は、減単が可能な単位数。
次期の表においても同様。

卒業単位数：74単位 必修単位数：38単位（減単時最低35単位）

次期学習指導要領での構成（案）

■：現行から変更するもの

教科等	科目	標準単位数	教科等	科目	標準単位数
国語	現代の国語Ⅰ	◎ 4 (-1)	芸術	音楽Ⅰ	○ 4
	言語文化Ⅰ	◎ 4 (-1)		音楽Ⅱ	4
	現代の国語Ⅱ	8		音楽Ⅲ	4
	論説と批評	4		美術Ⅰ	○ 4
	対話と表現	4		美術Ⅱ	4
	言語文化Ⅱ	8		美術Ⅲ	4
地理歴史	文学と創作	4		工芸Ⅰ	○ 4
	古典と文化	4		工芸Ⅱ	4
	地理総合	◎ 4 (-1)		工芸Ⅲ	4
	地理探究	6	外国語	工書道Ⅰ	○ 4
公民	歴史総合	◎ 4 (-1)		工書道Ⅱ	4
	日本史探究	6		工書道Ⅲ	4
	世界史探究	6		英語コミュニケーション（総合）Ⅰ	◎ 6 (-2)
数学	政治・経済	◎ 4		英語コミュニケーション（総合）Ⅱ	8
	倫理	4		英語コミュニケーション（総合）Ⅲ	8
	数学Ⅰ	◎ 8 (-3)※1		英語コミュニケーション（発信）Ⅰ	4
	数学Ⅱ	6		英語コミュニケーション（発信）Ⅱ	4
理科	数学Ⅲ	6		英語コミュニケーション（発信）Ⅲ	4
	数理活用（仮称）（※2）	2～12	家庭情報理科	英語コミュニケーション（発信）Ⅳ	4
	科学と人間生活	○ 4 or 8 (-1 or 3)		家庭基礎	○ 4
	物理基礎	○ 4 (-1)		家庭総合	○ 8 (-3)
	物理	8		情報Ⅰ	◎ 4
	化学基礎	○ 4 (-1)		情報Ⅱ	4 ※3
保健体育	化学	8		理数探究基礎	2
	生物基礎	○ 4 (-1)		理数探究	4～10
	生物	8	総合的な探究の時間		◎ 6～12 (-2)
	地学基礎	○ 4 (-1)			
保健体育	地学	8			
	体育	◎ 14～16 (-2)			
	保健	◎ 4 (-1)			

※1：数学Ⅱに新設する学習内容「社会を読み解く数学」に相当する内容を新科目で選択必修修の場合は数学Ⅰから減単可能であることを別途整理

※2：数学科における「新選択科目」の名称については「数理活用」などの案について現在検討中

※3：情報Ⅱは、今般の情報活用能力の抜本的な向上に向けた充実に伴い、より発展的な課題解決や価値創造の実践のために必要な場合に、追加で一定の単位数を配当する例を別途解説等で示す

卒業単位数：148単位 必修単位数：78単位（減単時最低64単位）

次期学習指導要領の実施に向けた教科書の改善 に関する検討課題

次期学習指導要領については、本年 10 月、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において「審議まとめ」が取りまとめられた。今後、この冬に取りまとめられる予定の中央教育審議会答申を踏まえ、今年度内に小学校、中学校、令和 9 年度に高等学校の学習指導要領の告示が見込まれる。

「審議まとめ」においては、次期学習指導要領に向けた基盤となる 3 つの方向性として、

- ① 「主体的・対話的で深い学び」の実装
- ② 多様性の包摂
- ③ 実現可能性の確保

の 3 点を挙げている。これら 3 つの方向性に基づく改善は教育課程内外のあらゆる方策を用いつつ、三位一体で具現化されるべきもの、としており、「『主体的・対話的で深い学び』の実装」と「実現可能性の確保」の観点から、教科書の精選、教科書とそれ以外の教材の整理や役割分担等の必要性も提言されている。

こうしたことを踏まえ、教科用図書検定基準についても、次期学習指導要領及び中央教育審議会の方向性を踏まえたものとする必要がある。

(1) 「統合的な理解・総合的な発揮」による学習指導要領の構造化を踏まえた教科書の在り方

- 「審議まとめ」においては、各教科等での「深い学び」のイメージを教師が掴み取り、授業づくりに生かしやすい学習指導要領を実現するため、学習指導要領の目標・内容の構造化を一層進めることが不可欠、として以下のとおり提言している。

第 1 部 第 3 章「深い学び」を実現するための分かりやすく使いやすい学習指導要領 (1) 「深い学び」の実装に向けた基本的な考え方

学習指導要領の目標・内容の構造化を一層進めることが不可欠であり、内容に規定する「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」について、資質・能力の「深まり」、資質・能力の複数の柱の「一体的育成」を学習指導要領の記載から教師が捉えることができるよう、可視化することが必要である。

具体的な構造化の在り方としては、(2) で詳しく述べるとおり、資質・能力の「深まり」を、「知・技」について可視化した状態(※1)として「知識及び技能に関する統合的な理解(統合的な理解)」を、「思・判・表」について可視化した状態(※2)として「思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮(総合的な発揮)」を

抽出して定めるとともに、それらにぶら下がる個別の資質・能力とともに一体的に示すこととし、各教科等の特性も踏まえつつ、共通性を重視しながら具体的な記載を検討すべきである。

(※1) 個別の知識や技能が相互に関連付けられて一般化され、統合的な理解となった状態を指す。

(※2) 複雑な課題の解決に向けて、個別の「思・判・表」を組み合わせたり選んだりして総合的に働かせた状態を指す。

- また、学習指導要領の目標・内容の構造化と教科書との関係について、以下のとおり提言している。

第1部 第3章「深い学び」を実現するための分かりやすく使いやすい学習指導要領
(6) 「統合的な理解・総合的な発揮」を生かした単元構想・授業づくり

構造化・表形式化する学習指導要領について、単元・授業づくりのどのような場面で、どのように活用することで授業改善に繋げていくことができるのか、教科等ごとに参考イメージを示すことにより、指導主事や経験が豊かな教師が、経験の浅い教師を指導する際のイメージを共有できるようにすることが必要である。

単元計画案は個別の学習内容の順番を各時ごとに示すものに留まっていることも多い。参考イメージの活用により、単元計画を「学習内容の羅列」という捉えに留めず、授業者が「資質・能力の繋がりで単元全体を捉え、資質・能力を関連付けて深めていくプロセスを描く」ものとして具体的に構想できるようになることが重要である。

(中略)

このように、構造化を生かした単元構想を実現することで、育成すべき資質・能力を意識せずに、教科書「を」網羅的に教える授業や「本時主義」といった授業づくりの実態からの脱却に繋げることが重要である。

そのためには、教科書会社が編集に当たって、参考イメージで示したような整理を行いながら、「統合的な理解・総合的な発揮」に至ることができるような問いや評価課題、学習過程が明確となった教科書を編集し、指導書等でその構造を一層具体的に示していくことが重要である。

こうしたことにより、経験の浅い教師でも「統合的な理解・総合的な発揮」を自然に念頭に置きながら資質・能力を関連付けて深めていく授業づくりが徐々にできるようになっていく環境が整うよう促していく必要がある（教師が参考イメージを常に作成することは想定していない）。

- このような学習指導要領の目標・内容の構造化とその趣旨を踏まえた教科書となるよう、教科共通の基準における要件の見直しについて検討してはどうか。

(2) 「統合的な理解・総合的な発揮」による学習指導要領の構造化や調整授業時数制度の創設を踏まえた教科書の精選

- 「審議まとめ」において、多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の実現に向け、義務教育段階において標準授業時数の運用の弾力化を可能とする制度として、「調整授業時数制度」の創設が提言されている。具体的には、対象となる各教科等について、学習指導要領に示す内容をいずれも取り扱うことを前提とした上で、各教科等の標準授業時数を最大限大きくとった場合で15%程度まで下回って教育課程を編成することを可能とするとともに、それにより生み出された時間を地域や学校、児童生徒の実態を考慮した取組に充てることができるものである¹。
- また、高等学校については、教育課程の柔軟化に向けて、以下のような方策が提言されて

¹ 「審議まとめ」第1部 第4章 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程 (2) 義務教育段階における「調整授業時数制度」の創設等

いる。

- ・現在35コマの授業をもって1単位と計算しているものを改め、17コマの授業をもって1単位と計算する
- ・単位の計算方法の変更により、一層きめ細かな学習量の調整が可能となることも踏まえ、必修科目について減単が可能な科目を増やす
- ・既に十分に内容を修得している生徒への科目の履修免除を可能とする
- ・学校設定教科・科目の単位数の上限を引き上げる 等²

- その上で、「審議まとめ」においては、教師と子供の双方に教育課程上の「余白」を創出することで、教師が資質・能力を高め、授業改善を図るための時間的余裕を確保するとともに、子供も深い学びの実現に取り組むために必要な学習時間を確保できるようにし、これらが相乗効果を発揮して豊かな学びに繋がるようにしていく必要があるとし、その課題の一つとして、以下のとおり、教科書に係る課題を挙げ、教科書の精選について提言している。

第1部 第5章「余白」の創出を通じた教育の質の向上

(1) 「余白」の創出に関する基本的な考え方

【②「余白」の創出に関する主な課題】 4) 「厚い教科書を全て教える」からの脱却

充実した教科書を網羅的に指導すべきとの考え方が根強く、内容や分量の多さが授業進度の速さや過度な授業時数の設定に繋がるとの指摘がある。また、指導書のとおり授業を行うべきとの認識も教師によって強く、創意工夫や力量向上を阻む側面があるとの指摘もある。こうした実態も勘案し、「統合的な理解・総合的な発揮」による構造化、調整授業時数制度の創設も踏まえた教科書の精選や指導書の改善等の在り方を整理する必要がある。

第1部 第5章「余白」の創出を通じた教育の質の向上

(3) 構造化や調整授業時数制度を踏まえた教科書の精選

- 現在の教科書は、学習に必要な情報の大半を網羅し、多数の用語・キーワード等の豊富な知識に関わる情報やその確認問題が掲載されている。このような教科書を使用する中で、教科書の指導のみで授業を完結することができ、教科書「を」網羅的に教える授業、あるいは「本時主義」といった授業づくりからの脱却に至っていない実態もある。この場合、その他の教材は補足的に活用することになる。
- そうした中、(1)② 4)で述べた課題の顕在化、さらに(2)④で述べた時数を確保しないと教科書が終わらないという学校現場の懸念を踏まえれば、「統合的な理解・総合的な発揮」による構造化の趣旨を踏まえ、教科書の内容は、各教科等の「統合的な理解・総合的な発揮」を実現しやすくなるように精選するとともに、教科書で得た理解を広げたり深めるための多様な情報を得る手段として、その他の教材を活用するという役割分担を考えることが必要である。
この場合、その他の教材は児童生徒の関心等に応じた多様なものが活用され、紙に加え、デジタル学習基盤や学校図書館・公立図書館がインフラとして機能することになる。第2章(3)②で述べた興味・関心が広がる教材・学習方法の選択の促進の前提ともなる。
- また、構造化の観点のみではなく、調整授業時数制度の創設により、一定の範囲で各教科等の標準

² 「審議まとめ」第1部 第4章 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程 (3) 高等学校段階における単位制の柔軟化等

を下回って生み出した調整授業時数を裁量的な時間等に充てることを可能とすることから、調整後の時数で十分に指導可能なものとなるよう、教科書の分量、デジタル教材との役割分担、教師用指導書での指導計画の示し方も整合性を持って対応する必要がある。

- なお、調整授業時数制度を活用して標準を下回ってよい上限については、最大限大きくとった場合で35コマ以下の教科等を除く対象教科等の最大15%程度とし、引き続き具体の幅を教育課程企画特別部会で検討することとしている。
(後略)

- このような教科書の精選の方針を踏まえ、教科共通の基準のうち、以下の事項について検討が必要ではないか。
- 現行の基準においては、「学習指導要領との関係」について、「本文、問題、説明文、注、資料、作品、挿絵、写真、図など教科用図書の内容には、学習指導要領に示す目標、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不必要なものは取り上げていないこと。」と規定しているが³、教科書の精選、教科書以外の教材との役割分担の必要性を踏まえ、見直しを検討してはどうか。
- 小・中学校の授業時数に関しては、現行の基準では「学習指導要領の内容及び学習指導要領の内容の取扱いに示す事項が、学校教育法施行規則別表第1又は別表第2に定める授業時数に照らして図書の内容に適切に配分されていること。」としているが⁴、調整授業時数制度を活用した場合にも指導可能な教科書となるよう、見直しを検討してはどうか。
- 高等学校の教育課程の柔軟化に関しては、現行の基準では「学習指導要領の内容及び学習指導要領の内容の取扱いに示す事項が、学習指導要領に示す標準単位数に対応する授業時数に照らして図書の内容に適切に配分されていること。」としているが⁵、1単位の計算方法が変更になることや、必修科目においてより柔軟な減単が可能になることを踏まえ、見直しの必要性についてどのように考えるか。
- また、仮に上記のような内容面での精選の方向性や、調整授業時数制度への対応等について検定基準において明記した場合であっても、これまで教科書のページ数の増加と大判化の傾向が長く続いてきたことも踏まえ、教師と子供の双方に「余白」を創出するため、教科書の種目ごとにページ数の上限の目安を示すなどの必要性について、どのように考えるか。

³ 「義務教育諸学校教科用図書検定基準」第2章 教科共通の条件－1 基本的条件－(4)

「高等学校教科用図書検定基準」第2章 教科共通の条件－1 基本的条件－(4)

⁴ 「義務教育諸学校教科用図書検定基準」第2章 教科共通の条件－2 選択・扱い及び構成・排列－(3)

⁵ 「高等学校教科用図書検定基準」第2章 教科共通の条件－2 選択・扱い及び構成・排列－(3)

(3) 各教科固有の条件等に関する見直し

- 「審議まとめ」において、情報活用能力の抜本的向上に向けて、以下の見直しが提言されている⁶。
 - ・小学校において、総合的な探究の時間に「情報の領域」を付加する（「総合的な学習の時間」は「総合的な探究の時間」に名称を変更する方向）
 - ・中学校において、現行の「技術・家庭科」から、「家庭科」を独立の教科とした上で、技術分野については適切な時数を確保した上で「情報・技術科」とし、充実を図る
 - ・高等学校において、小・中学校で新たに整理した内容の系統性を踏まえ、情報科（情報Ⅰ・情報Ⅱ）の内容を更に充実する
- また、高等学校の各教科については、以下のような科目構成の見直しが提言されている⁷。
 - ・外国語科 「英語コミュニケーション」を「英語コミュニケーション（総合）」に、「論理・表現」を「英語コミュニケーション（発信）」に変更。
 - ・国語科 選択科目の中から標準的な内容項目を抽出し「現代の国語Ⅱ」、「言語文化Ⅱ」を新設。その上で、より発展的に内容を焦点化して学ぶ選択科目群を設定。
 - ・数学科 「数学A」「数学B」「数学C」を、ABCの区分けをなくして内容を選択できる一つの新選択科目として整理。「数学Ⅰ」には、数列、行列、統計、確率などのエッセンスや数理モデルなどの基本を学ぶ「社会を読み解く数学」を新設。新選択科目において数列、行列、統計、確率を扱う場合には相当分を数学Ⅰから減単可能であることを明確にする。
- 中学校社会科においては、以下のような分野の見直しが提言されている⁸。

地理・歴史・公民の各分野を有機的に結び付ける分野横断単元を設け、小学校社会科や高等学校地理歴史科・公民科とより円滑な接続を図る。その際、分野横断のねらいを実現できるようにするため、現行の各分野の内容の一部あるいは全部を移行し、その上で各分野の内容の改善を図る。
- こうした教科、科目の構成の見直しや、総則の見直し、各教科の目標・内容等に関する具体的な検討状況を見つつ、検定基準における「教科共通の条件」及び「各教科固有の条件」の見直しについて検討してはどうか。
- このほか、現行の検定基準の運用を踏まえて見直しが必要な点があるか、検討してはどうか。

⁶ 「審議まとめ」第1部 第7章 情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現

⁷ 「審議まとめ」第1部 第8章 次期学習指導要領の趣旨を実現するために必要な方策 （2）高等学校の教科・科目構成と標準単位数の在り方

⁸ 「審議まとめ」第2部 第2章 社会、地理歴史、公民 4. 内容改善の在り方

教科書検定の改善に関する検討体制について

- 「教科用図書検定調査審議会運営規則」第 4 条の規定に基づき、「教科書検定の改善について（審議要請）」を受けた具体的な改善方策について、総括部会において検討する。

「教科用図書検定調査審議会運営規則（昭和 31 年 11 月 30 日教科用図書検定調査審議会決定・平成 31 年 3 月 26 日一部改正）」抜粋

第 4 条 審議会に、次の表のとおり、部会を置く。

部会の名称	分担事項
第 1 部会～第 10 部会	（略）
総括部会	第 1 部会から第 10 部会までの各部会の分担事項の総括的事項及びこれらの分担事項のいずれにも属していない事項に関すること。

- 総括部会に属する委員は、「教科用図書検定調査審議会令」第 5 条第 2 項の規定に基づき会長が指名することとされており、総括部会の委員は参考資料 3 のとおりとしている。

「教科用図書検定調査審議会令（昭和 25 年 5 月 19 日政令第 140 号）」抜粋

第 5 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

教科用図書検定調査審議会の部会・小委員会の構成(令和元年度～)



当面の検討の進め方について（案）

（令和 8 年 1 0 月 1 3 日）

総会・総括部会合同会議

○第一次論点整理（案）について審議

○次期学習指導要領の実施に向けた教科書の改善について追加審議要請

（1 0 ～ 1 1 月）

○各部会（第 1 ～ 第 1 0）における検討

（1 2 月～ 1 月）

○総括部会において各部会の意見を踏まえた検討

（春頃）

○総会において最終報告

（その後文部科学省において検定規則、検定基準等を改正）



わかもの
こども若者★いけんぷらす
いけんひろば

ねが しゃかい
みなさんが願う人生や社会にするために、
たいせつ
学校でどんな学びが大切ですか？

ほうこく しりょう
報告資料

2025年1月14日～2月2日 アンケート開催 かいさい

2025年1月27日～31日 オンライン開催 かいさい

2025年1月29日～30日・2月3～5日・10日・12日 出向く型 む がた

ど わかもの じぎょう
2024年度「こども若者★いけんぷらす」事業

開催概要（1/2）

テーマ	みなさんが願う人生や社会にするために、学校でどんな学びが大切ですか？
担当省庁	文部科学省
テーマ説明	学校での学習の目標や内容は、「学習指導要領」で定められています。学習指導要領はおよそ10年に一度のペースで作り変えます。今、新しい学習指導要領に作り変える取組が始まっています。学校での学びを通じて、みなさんにはこれからの人生・社会をつくるための大切な力を身に付けていってほしいと思っています。 新しい学習指導要領を作るにあたり、「将来の希望」や「学校での学び」について、みなさんの意見を「こども若者★いけんぷらす」の「いけんひろば」できかせてください。
参加対象者	【アンケート・オンライン】「こども若者★いけんぷらす」の「ぷらすメンバー」に登録している方のうち、小学生～高校生年代の方 【出向く型】特別支援学校・学びの多様化学校等（計7校）に通う小学生～高校生年代の方

開催概要（2/2）

アンケート

かいさいにちじ 開催日時	れいわ 令和7年1月14日（火）～2月2日（日）
かいとうけんすう 回答件数	けん 187件

オンライン

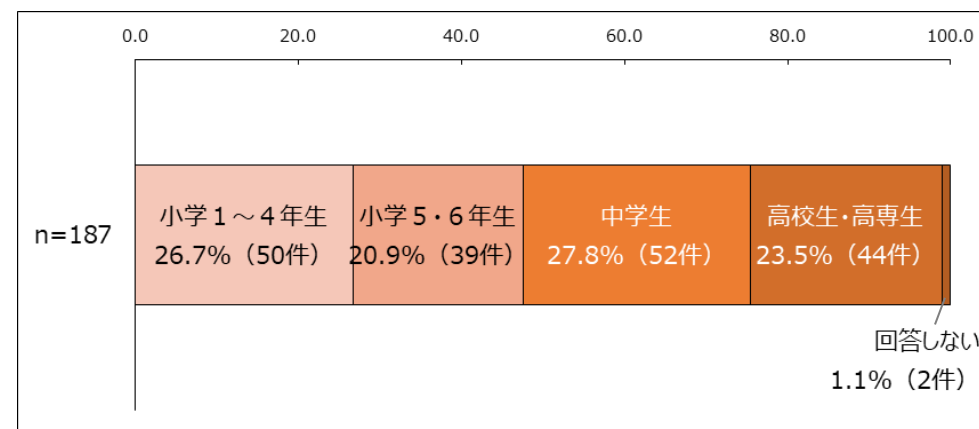
かいさいにちじ 開催日時	れいわ 令和7年1月27日（月）～1月31日（金） かくかい 各回19:00～21:00
さんかしゃすう 参加者数	132人 うちわけ 内訳： 小学1～4年生…31人 小学5・6年生…26人 中学生…33人 高校生・高専生年代…42人

でむがた 出向く型

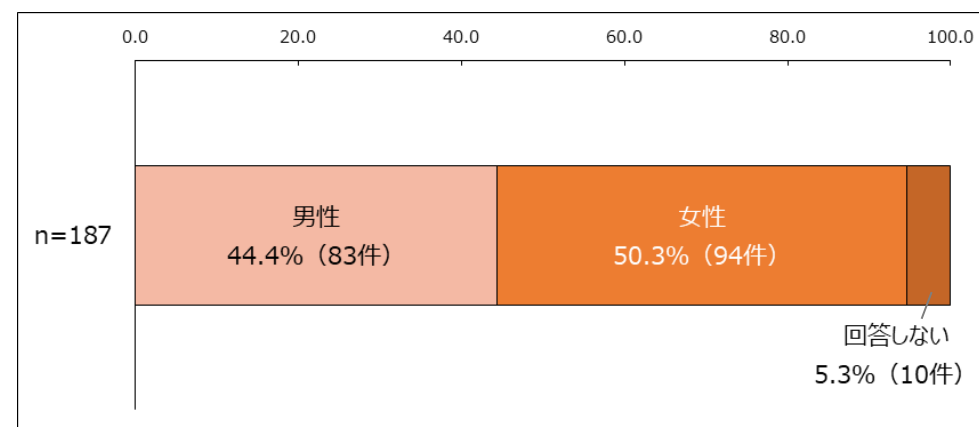
かいさいにちじ 開催日時	れいわ 令和7年1月29日（水）・30日（木）、 2月3日（月）～5日（水）・10日（月）・ 12日（水）
さんかしゃすう 参加者数	47人

アンケート回答者の属性

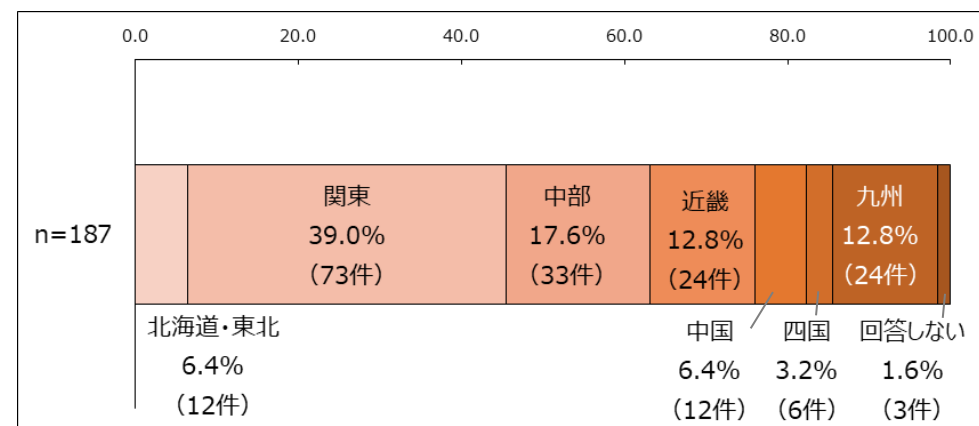
ねんだい 年代



せいべつ 性別



きょじゅうち 居住地



参加者の意見

2. 学校の授業や教科書について

質問

- 2-1. 今までの授業で、ワクワクした授業はどんな授業でしたか。また、その授業は、どうしてワクワクしたのですか。
- 2-2. 今までの授業で、がっかりした授業はどんな授業でしたか。また、その授業は、どうしてがっかりしたのですか。
- 2-3. 思い描く未来の社会をつくる力をつけていくために、どんな授業がよいと思いますか。（小学5年生以上）
- 2-4. 教科書の中で、どんなページが好きですか。（小学1～4年生）
- 2-5. 教科書の中で、「わかりにくい」「学びにくい」と思うところがありますか。（小学5年生以上）
- 2-6. どんな教科書になるといいと思いますか。（小学5年生以上）

2-1. 今までの授業で、ワクワクした授業はどんな授業でしたか。また、その授業は、どうしてワクワクしたのですか。
(1/2)せんねんたいきょうつう
全年代共通

学んだことと生活や社会とのつながりを感じる授業

- 小学4年生の総合の授業で、車いすの使い方を勉強した。将来、親が車いすを使う生活になったときに役に立つと思う。おもしろくて、ためになると思った。(小学5・6年生)
- 理科の天気単元で、春の雲の動き方を勉強した。雲の動きについて学んでから、衛星の雲画像を見て、次の日の天気を予測するのがおもしろかった。勉強したことを活かして問題を解くことがおもしろかった。(小学5・6年生)
- 社会の授業。世界史を扱ったときに、最初はなぜ法律ができたのかを知らなかったが、法律の考え方がイギリスから始まったことや、それがあって今の政治という仕組みがあるのだと学んで面白かった。(中学生)
- 小学校の時に理科の実験室で4人班になって魚の解剖をした授業が楽しかった。普段は見えない体の中の臓器の数々を見て自分たちも持っているのだと自覚した。(高校生・高専生年代)

興味のある内容の授業

- 私は歴史が好きなので、社会の授業にワクワクした。先生が雑学と一緒に教えてくれて、楽しかった。(小学5・6年生)
- 音楽の授業が好きで、なかでもオペラ鑑賞がよかった。海外に興味があるので、授業でオペラが見られて面白かったし、はじめての体験ができた。(中学生)

実際に体験する授業

- 理科の実験がとてもワクワクした。どのような実験結果になるか、その実験結果からどのような事を思ったかを考えることがとてもワクワクした。(小学1～4年生)
- 1～2週間に一回くらい、地域の方のメロン畑に訪問して、お世話や観察、人工授粉や摘果、収穫などをさせてもらった。実際に体験したり、地域の人たちと交流できたのがとても嬉しかった。(小学1～4年生)
- 情報の授業でパソコンを使ってプログラミングをしたり、体育で体を動かしたりするのが楽しい。頭を使うだけではなくて、実際に手を動かすのが楽しい。(高校生・高専生年代)

発表する・自分の考えを伝える授業

- 作文は自分の思ったことが十分に相手に伝わるように書くのが楽しい。(小学1～4年生)
- 自分で資料を見て、スライドをつくったり、発表したりする授業。(小学5・6年生)
- 公民の授業は好き。授業中に他の人の意見に対しても意見を言いやすく、明るい雰囲気で行っている。発言をするから学んだことが身につく感じがする。(中学生)

2-1. 今までの授業で、ワクワクした授業はどんな授業でしたか。また、その授業は、どうしてワクワクしたのですか。 (2/2)

ぜんねんだいきょうつう
全年代共通

自分で学びを進める授業

- 総合の授業が好き。みんなで行く移動教室の計画を立てて役割分担をした。みんなで何かをしたり、**自分でがんばって資料を集めて作ったりするのが好き**だから。(小学5・6年生)
- 総合の調べ学習や美術の何かを作る授業、行事の班決めや調べ学習などは、**自分で決めて、調べて、まとめる作業が好き**なのでワクワクする。(中学生)
- 総合的な学習の中の探究学習の時間。**自分の調べたいものを内発的動機に基づいて調べる**ことができる。大人とも力を合わせて自分が作りたいものを作り上げられる。完成したときはすっきり気持ちがいい。(高校生・高専生年代)

遊びやゲームを取り入れた授業

- 理科の授業で、電磁石を勉強したとき、**カップに入っているクリップを1回でどれくらい持ち上げられるかというクレーンゲーム**をしたのが楽しかった。(小学5・6年生)
- チーム対抗・ポイント制のゲーム形式で、勝てたら景品がもらえる英語の授業。**スピード感があって、ぼーっとする時間がないので集中できて、たくさん**のことを学んでいる感じがするから。(中学生)
- クイズやゲームの要素がある授業**が好き。例えば、体育の授業での試合や、国語の授業での漢字クイズなど。(高校生年代)

友達と一緒に活動する授業

- 体育のポートボール。**みんなで、作戦を考えたり、試合で勝てるように、練習をしたりした事**。(小学1～4年生)
- 理科、流れる水の働きで、校庭で、みんなで校庭の山に協力して川を作ったとき。いつもは喧嘩ばかりしているみんなと協力できて、**その実験のおかげで団結力が深まった**から。(小学5・6年生)
- 数学ですごく難しく発想力が必要となる問題を解くとき。**友達と一緒に解きあったり教えあったりすると面白い**。一緒に何かを達成することで、協働・協力の力がおのずと育成されていくとよい。(中学生)
- 友達との話し合い**がメインの授業。(高校生年代)
- 中学校では班活動をして班ごとに発表する授業が多かった。班活動をする**自分とは違う意見を持っている人と話すことができる**ので楽しかった。(高校生・高専生年代)

2-2. 今までの授業で、がっかりした授業はどんな授業でしたか。また、その授業は、どうしてがっかりしたのですか。 (1/2)

せんねんだいきょうつつ
全年代共通

一方的な授業

- 理科の授業は、**黒板に書くばかり**のことが多く、あまりおもしろくない。
(小学1～4年生)
- 楽しいと思えない授業は、**ノートにただ単に写して、聞きたくもない話を聞かされた授業。話を何回も繰り返されてつまらない**なと思った。
(小学5・6年生)
- 社会で教科書を延々と読み聞かされるとがっかりする。**自分たちで考えることもなく、先生に言われていることが聞いても理解しにくい**のでつまらなかった。
(中学生)
- 化学の授業でただ教科書を読み上げただけだったのにがっかりした。**それなら自分でもできるので学校で授業を受けなくても良い**と思った。
(高校生・高専生年代)

学習内容が深まっていない授業

- 政治の授業で、自分の中学校では**政治について深く授業をしない**。各省庁の話、各政党の話など、もっと代表者に触れてほしい。主権者教育は高校生からが多く、義務教育の過程で浅く終わるのはどうかと思う。
(中学生)
- 道徳の授業。**ありきたりな内容で、授業している側が求めている答えが明らか**なため、どれだけ上手な作文を振り返りシートに書くかに重点があるように感じられた。
(高校生・高専生年代)

自分で考えることがない授業

- 算数の復習。**ずっと練習問題**で、とてもつかれた。
(小学1～4年生)
- 国語の授業で、**何度も同じところを読む**のがムダだと思う。文章を読む力を上げるためにやるのだと思うが、同じことをやっても数回で人間は理解するので、意味がないと思う。
(小学1～4年生)
- 先生がただ単に話しているだけだと頭にも入ってこない**。「考える」行動が入ると、身につくし楽しい。
(高校生年代)
- ただ問題を解き続ける授業。**せっかく学校で他の生徒と一緒に勉強している意味がない**と感じた。
(高校生・高専生年代)
- 先生の板書をただただ写す授業**にがっかりした。それであればインターネットで調べていくのと何ら変わりなく、教室でやる意味がない。**せっかく人が集まって授業を受けている意味がない**状況。
(高校生・高専生年代)
- 高校の理科の実験を楽しみにしていたのに、ほとんど全部座学になってしまったのががっかりした。**実際に経験しないと自分の頭に入らない**ので、もっと経験したいと思った。中学3年生のときには入試対策のために穴埋め問題を解くことがあったが、「単なる入試対策ではなく、今後の勉強を楽しくするためにやっている」というように**将来とのつながり**が示されているととてもよかった。
(高校生・高専生年代)

2-2. 今までの授業で、がっかりした授業はどんな授業でしたか。また、その授業は、どうしてがっかりしたのですか。
(2/2)せんねんだいきょうつう
全年代共通

レベルが自分に合わなかった授業

【簡単だった】

- 私の知能に合った学習をさせてもらえなかった授業。みんなが今学んでいることはもう知っていて、次のことにどんどん進みたいのに、繰り返し練習をさせられるのがすごく嫌だった。(小学1～4年生)
- 算数の授業全般。算数が得意だから問題演習がすぐに終わってしまい、他の子とペースが合わずに暇になってしまうから。(小学5・6年生)
- 小学校の授業で、簡単な問題に無駄な時間をかけて教えられたこと。(中学生)

【難しかった】

- わり算の筆算の授業で、クラスの半分くらいの生徒がさっぱり分らないのに、練習問題が18題も出てきてすごく大変だった。(小学1～4年生)
- もともと知識を持っている人が有利に進められる応用的な化学の授業にがっかりした。(中学生)

クラスメイトの態度にがっかりした授業

- 社会の授業でクラスメイトと2人ペアになって資料をまとめることになった時に、相手が言うことを聞いてくれなくて悲しかった。(小学5・6年生)
- 英語を話す授業で、帰国子女の生徒が「英語の発音がよい」と周りからばかにされていた。発音が苦手な人は逆に「なんであんなに発音が悪いんだ」みたいな感じの空気になってしまって、上手くても下手でもばかにされる時期があって、それにはとてもがっかりした。(中学生)

先生の教え方にがっかりした授業

- 社会や理科で先生が書くのが早くてみんなが追いつけなかった授業。
(小学1～4年生)
- 教科書には書いてある子供がワクワクしそうな内容ばかり飛ばして、真面目なところばかり飛ばさないところ。(小学5・6年生)
- 図工の時間で、本来なら図工は自由に描いていいはずなのに、「ここは物足りないからもっと描いて」「こう描いて」などと指示をされるとがっかりする。(小学5・6年生)
- 数学。小学生の頃だが、途中式ややり方、ノートの取り方まで制限されていて、とても窮屈だった。(中学生)
- 自分は体育が苦手だが、先生によってはコツをまったく教えてくれないことがある。そうすると、「できなくて当然」と思い、上達することをあきらめてしまうので、最低限のやり方は教えてほしい。(高校生・高専生年代)
- 探究の時間について、探究の準備段階としてロジックなどを学ぶ授業年次にあったが、参考文献の書き方を習ったり、書籍を調べてワークシートを埋めたりするのは、順序に従っているだけで面白くないと感じた。(高校生・高専生年代)

2-3. 思い描く未来の社会をつくる力をつけていくために、どんな授業がよいと思いますか。(1/3)

小学5年生以上

対話やコミュニケーション能力の向上につながる授業

- 話し合いの力が付けられるような授業。(小学5・6年生)
- 考えやすい内容でディベートをする授業があると、自分の意見やその意見に対する自分なりの根拠などを持てるようになると思う。
(中学生)
- ALTの先生や、外国人とコミュニケーションする機会を増やしたらいい体験になると思う。(中学生)
- 日本の英語教育は文法中心だが、将来海外に行けば、文法はあまり関係なくて、結局はコミュニケーションが取れるかどうかだ大事だと思う。文法を学ぶよりも、ディスカッションや、リスニング、スピーキングを学べるようにしたほうがよいと思う。(中学生)
- 自分の意見をしっかり伝えられる授業があれば、社会に出てもコミュニケーション能力が高い人として認められると思う。(高校生年代)
- 意見を大切にする社会を作るために、友達と意見を言い合う機会を増やして、相手に意見を伝えることの重要性、楽しさを養っているような授業にしたら良いと思う。(高校生・高専生年代)

自分たちが主体となって考える授業

- 自分が調べようと思ったことを調べる授業。(小学5・6年生)
- 生徒たちが考えることをメインとした、生徒主体の授業、実践的な授業がいいのではないかな。(中学生)
- 授業をするというより生徒が主体となった授業。与えられた課題に対して「やらされる」のではなく、自分で意思を持って必要な分をこなすようにできるとより良い。(高校生・高専生年代)
- 身の回りで課題だと感じることに興味を持って主体的に解決していく力が、今後の社会を生き抜くために必要だと思う。授業においても、単に先生の話聞くだけではなく、自分自身が見つけた課題を周囲の人と協力して解決していけるような環境を整えられると良いと思う。(高校生・高専生年代)

2-3. 思い描く未来の社会をつくる力をつけていくために、どんな授業がよいと思いますか。（2/3）

小学5年生以上

自分のペースや興味に合った授業

- ペースが早い子には発展した内容のテキストを与えたり、自分の興味のあるその教科にまつわるテキストなどを持ってくるなど、誰もが楽しめる授業。（小学5・6年生）
- ひとりひとりに特技や個性があると思うので、その個性を大事にした授業がいいと思う。例えば、この人はプログラミング、この人は小説を書くなど、一人ひとりが自主的な勉強ができる授業があるといい。（小学5・6年生）
- 少人数の、習熟度別の授業がよいと思う。得意なことを伸ばすことができるようになると思う。（中学生）
- 自由進度学習を導入できると良いと考える。できる人はどんどん力を伸ばせば良い。できない人は他の人に聞くなどして自分のペースで勉強できる。（高校生・高専生年代）

体験型の授業

- 社会科見学などの学校の外での学習を今よりもっと増やしてほしいと思う。（小学5・6年生）
- 総合的学習の時間で、公務員などの仕事を見たり体験したりする授業。今のうちに体験することで、どんな職業になりたいかや将来の選択肢が広がるので、知らない活動も知ることができるような授業を取り入れると面白いと思う。（中学生）
- 理科で面白い実験が増えてほしい。教科書で読むだけよりも、実際に手を動かした方が分かりやすい。（中学生・高校生年代）

2-3. 思い描く未来の社会をつくる力をつけていくために、どんな授業がよいと思いますか。（3/3）

小学5年生以上

学んだことと社会がつながる授業

- 年金や投資の授業をやったらお金に困る人が減ると思う。（小学5・6年生）
- 法律の授業もやってみたら、違法になってしまうことや「この場合はこうすればいい」ということがわかるようになるので、トラブルが減ると思う。（小学5・6年生）
- 現在の日本の状況（少子高齢化などの課題）を学ぶ授業。（中学生）
- 政治家を学校に呼んで、話を聞いたり、模擬選挙をしたりするなど、選挙の仕組みを実際に体験できるとよい。（中学生）
- 身近な社会と関連付けて学習できるとよい。理科で身近な例を教えてください、社会で身近なことに例えたりしてくれるとさらに分かりやすい。（中学生）
- 中学で必修科目としてメディアリテラシーなどを学べるようになると良い。現代社会は情報が沢山あるため、デマ情報に惑わされないためにもそういう力をつけたほうが良いと思う。（中学生）
- 住民票や家賃など、社会にでたときに使う知識についての授業。（高校生・高専生年代）

デジタル端末を活用した授業

- 自分がやりたいプログラミングに近い授業は全くないので、関係する授業を増やしてほしい。（小学5・6年生）
- 一斉授業ではなく、ICTなどを利用して、自分のペースで、自分のためになる学びをしたい。スタサプとかまじめなものだけでなく、教育系 YouTube などでも利用していいようにしてほしい。宿題も、一律ではなく、自分のためになる宿題を自分で選びたい。そうすると、先生が授業研究とかしなくて良くなり、空いた時間で、先生も主体的に力を入れる部分を選べるようになり、生徒と関わる時間も増え、いいと思います。中学校から、高校のように、必修科目を減らして、選択科目を増やしてほしい。副教科は選択にして、建築とかいま選択肢を増やしてほしい。授業は、ICTで全国で利用できるようにすれば、専門の先生は必要ない。（中学生）
- 将来システムを学ぶために、パソコンや機器と触れ合う体験型の授業が欲しい。説明を受けるだけではわからないので、機器で遊んだり触れ合ったりする時間が欲しい。（中学生）

2-4.教科書の中で、どんなページが好きですか。（1/2）

小学1～4年生

自分の興味に合う・興味を持てる

- 自然で暮らしている動物の生き方を調べるのが好きなので、自然のことを扱った教科書が好き。
- 国語の教科書のお話が好き。お話が好きなので、ふえたらいい。
- さかさまことばや、おもしろいゲームが書いてあるページ。
- 国語で、生きる力が付けられそうな本が紹介されているページがあった。その本は読んでみたくなった。

実践できる（自分でつくる・考える・話す）

- 国語の教科書にある「紙コップ花火の作り方」の授業で、実際につくったことで興味をもった。読んで、実際に作ってみるページがふえてほしい。
- 図工の教科書にある、家にある材料を使って、洋服を作るページ。
- クイズみたいなページ。パズルみたいな、じぶんでやってみるページ。
- みんなで発表しあえて、先生が言うことがないくらい、ひとりひとりが意見を言えるようなお題が書いてある教科書のページが好き。

新しいことを知ることができる

- 新しいこと（知らなかったこと）が書いてあるページ
- 国語の教科書の、ロボットについて書かれているページ。色々なロボットのことを知れて発見があり、すごいな～と思いました。
- 社会の教科書で色々な職種の人の気持ちがよく分かったのが良かった。

くわしい説明がある

- 分かりやすい説明が細かく書かれているページ。
- たくさん文字が書いてあるページが好きです。じっくり読める、理解ができるので、好きです。
- 教科書にたくさん文字があった方がじっくり読めるし、理解もできる。
- こどもは色々な情報がつまっていると教科書のページを何回も振り返るようになると思う。
- 国語は、文章を書くときに、例文があったり、「こう書くと伝わるよ」というポイントを教えてくれたりしているので好き。算数も同じようになってくれたら良いと思う。

2-4.教科書の中で、どんなページが好きですか。(2/2)

小学1～4年生

絵や写真が多い

- 写真が載っていて、実物のイメージがわかりやすいページが好き。
- カラフルで、様子がわかりやすいとよい。たとえば、絵があつて理科の実験の様子がわかるとワクワクしてやる気が出る。
- 4コママンガで学習するページを見るのが楽しみ。マンガのページ数はあまり多くはない。
- 理科と社会は写真や絵がたくさんあつて、見るのは楽しいです。でもゴチャゴチャして、本当に大事な部分を覚えにくいです。
- 字がたくさん書かれている教科書は難しいし、いやだと感じる。絵や文章がある教科書は良いと思う。例えば、文章のお手本がのっていると、どうすればわかりやすい文章になるのかが分かる。

こうなったらよいと感じること

- ふりかえりコーナーがあるとわかりやすい。算数でそういうページが多い。
- 教科書は紙も使うので個別最適化をするのは難しい。パソコンやタブレットを積極的に使い、個別最適化を進めた方がいい。一人ひとりで学習能力が違うので、パソコンやタブレットを使って能力に合わせた授業ができる方がよい。
- パソコンやタブレットで授業をするのがよいと言ったが、紙のテキストも残した方がよい。紙のテキストは手軽に見返せるから。現代は色々なデバイスがあるので小学生から使い方に慣れておいた方がよいと思う。
- 軽い教科書になるといい。ランドセルに入れると重くて肩こりになってこまる。
- 目がちかちかしくなくて、見やすい教科書がいい。今の教科書の内容はよい。
- 算数の教科書で、筆算がのっているページは合っているやり方だけでなく、間違ったやり方が書いてあるともっとわかりやすい。

2-5.教科書の中で、「わかりにくい」「学びにくい」と思うところがありますか。（1/3）

小学5年生以上

ポイントがまとまっていない

- 参考書のように、暗記事項や重要事項がまとめられていないので、勉強しにくい。（中学生）
- 数学の教科書が一番わかりにくい。用語をまとめたページがなく、テスト前に用語の意味を復習することができない。（中学生）
- 歴史の教科書は、日本史と世界史で年代が少しずつずれているので、どこか1か所にまとめてほしい。（中学生）
- 社会の教科書は大事な言葉ひとつに対して、大量の文章がある。大事な言葉に絞って記載してほしい。（中学生）
- 難しい文章が羅列されて学びにくい。（高校生・高専生年代）
- 世界史について、国がまたがっていてわかりにくい。国や地域ごとにまとめてもらえるとわかりやすい。（高校生・高専生年代）

分量が多い

- 教科書は重いのに、授業で1回も使わないページがたくさんある。（小学5～6年生）
- 学ぶことが多すぎて、学校の先生も「ここまで終わらせないといけない」と常に速足だし、授業を理解していない子が多い。（中学生）
- どの教科もとにかく量が多い。世界史も数学も共通テストまでぎりぎりのペースで学んでいる。（高校生・高専生年代）

重さ・材質・形のせいで使いづらい

- 直接、記入する際に書きにくく、消しゴムで消した跡がはっきり残ってしまう。紙が破れやすい。（小学5～6年生）
- 教科によって、大きさ形が違うのは持ち運びにくい。（中学生）
- とにかくどの教科書も重いにも関わらず学校ではいわゆる“置き勉”はダメだと言われている為、困っている。（高校生・高専生年代）

自分たちで考える余白がない

- 教科書に3つ～4つの例が記載されているので、意見を言っても教科書の例をそのまま言ったようになってしまう。教科書に記載する例は1つ～2つくらいにして、自分たちで解き方を探せるようにしてほしい。（小学5～6年生）
- 算数の教科書には答えや結論が書かれてしまっているが、もっと自分たちで考えられるようにしてほしい。答えや結論が書いてない方が、自分で考えられそうだと思う。（小学5～6年生）

2-5.教科書の中で、「わかりにくい」「学びにくい」と思うところがありますか。（2/3）

小学5年生以上

説明・解答が足りない

- 算数等の練習問題に答えを載せて欲しい。休んだ日に答え合わせがあると丸つけができなくて分からない。問題が埋もれてしまう。そうだとすごく勉強がしにくい。（小学5～6年生）
- 教科書は先生の解説がないと分からないので、復習には使いづらい。別に問題集を買っている人もいるが、教科書を使って復習するしかない人もあるので、そこで格差が生まれる。（中学生）
- 全教科に共通して、もう少し詳しく解説してほしい。（中学生）
- 数学の教科書やワークは解法が省略される。前の単元で習ったことだから省略されているなら「〇ページを参照」と書いてほしい。なぜ省略されているのかが分からないと困る。（高校生・高専生年代）
- 公式を載せるだけで、なぜそうなるかが書いていないことがある。共通テストはそこが狙われている中、情報が不足している。（高校生・高専生年代）

図表がない

- 表やグラフが大事。公民なら、写真や組織図とかがいっぱいあったほうが分かりやすい。数学なら、立体がのっているとよい。解説を読むのが苦手だから、解説の解説が欲しいくらいに感じる。（中学生）
- 社会ではもっと図解がほしい。人物の関係性や、利害関係などがわかると歴史の流れが掴みやすくなるから。（中学生）

デザインが分かりづらい

【文字】

- 文字が視力のせいでたまに読めない。音読のときにわからなくなる人がいる。文字をもう少しわかりやすくしてほしい。（小学5～6年生）
- 算数は文字が大きすぎる。もう少し小さくて詰まっている方が頭に入りやすい。（小学5～6年生）
- サイズを大きくしてほしい。中学までの教科書はB5サイズで見やすかったが、高校では小さくなって文字が読みにくい。（高校生・高専生年代）
- 文字と文字の間が狭すぎて書き込みができないことがある。（高校生・高専生年代）

【色づかい】

- 全科目の教科書がカラフルでかわいいが、カラフルすぎてどこが大切なのが分かりづらいと思う。（小学5～6年生）
- 赤文字を増やしてほしい。（高校生・高専生年代）

1 将来の自分未来の社会について

2 学校の授業や教科書について

3 先生からの評価・成績について

2-1.

2-2.

2-3.

2-4.

2-5.

2-6.

2-5.教科書の中で、「わかりにくい」「学びにくい」と思うところがありますか。（3/3）

小学5年生以上

こうなったらよいと感じること

- 色々なレベルの問題が入った教科書だったらよい。簡単すぎる問題をたくさん解いていても「解いているだけ」という感じになり、意味がない。難しい発展問題もあった方がよいと思う。（小学5～6年生）
- 理科の勉強をしていて「いつ使うための勉強なのかな」とたまに思う。身近な場面でいつ使うのか教科書に書いてほしい。（小学5～6年生）
- 図形などの複雑な問題はデジタルの方が良い。（小学5～6年生）
- 英語が、小学校ではじまったからと、中学校で急にむずかしくなるのはおかしい。（中学生）
- 社会が地理と歴史と公民に分かれているが、SDGsがどの教科書にも載っていて、もっと効率よくできるのではないか。（中学生）
- 世界史も日本史も過去から学ぶが、共通テストは近代史の設問が多い。近代史の学習に間に合うような教科書にしてほしい。（高校生・高専生年代）

2-6.どんな教科書になるといいと思いますか。(1/3)

ぜんねんだいきょうつう
全年代共通

ポイントがまとめられている

- あまりゴチャゴチャしてない。コンパクトに説明してある。音読するときには複雑な言葉じゃない。(小学1～4年生)
- 暗記系は、大事なポイントなどをまとめて説明してくれているページがあると分かりやすくなって、もっと覚えられる(小学1～4年生)
- 説明は細かく多く、でも、大きなポイントは目立つような教科書。(小学5・6年生)
- 章の終わりなどに要点まとめを作って欲しい。(高校生・高専生年代)

考えを深められる

- いきなり解き方を考えるのではなく、まずは自分で考えられる教科書。(小学5・6年生)
- 教科書だけならみんな同じ意見になってしまうが、教科書から広げていくと考えが多様になる。自分でも調べてみるための「匂わせ」みたいなものが教科書にあるとよいと思う。(高校生・高専生年代)
- 答えがすぐに見えて来てしまうものではなく、解法やその答えに至るまでの過程を詳しく扱った教材。(高校生・高専生年代)

誰にとってもわかりやすい工夫

- すでに習っていても他の漢字との組み合わせで読み方が難しい漢字にはふりがながあって、難しい言葉が使われていない教科書がいい。(小学1～4年生)
- 作成過程にその教科の専門以外の人も関わることで、その教科が苦手な人にとっても分かりやすくできると良いと思う。(高校生年代)

興味がわくコンテンツがある

- 勉強の区切り目で、ゲームでおさらいできたらよい。(小学1～4年生)
- ちょっとした雑学が載っていたりして、読んでいて楽しい教科書。(小学5・6年生)
- 先生が教えてくれる歴史のおもしろい点は記憶に残るので、豆知識などが書いてあるとよい。(中学生)
- 物事の成り立ちや豆知識を紹介するなど、教えられる物事(公式や歴史上の人物等々)に対する探究心の糸口をつかむような内容になるといい。(高校生・高専生年代)

2-6.どんな教科書になるといいと思いますか。（2/3）

ぜんねんだいきょうつう
全年代共通

分量・重さ・材質がちょうどよい

【分量】

- 学ぶ内容を増やすときは、これまで学んでいたもので時代に合わなくなったものを減らすなどしてほしい。学ぶ内容が多すぎると、身につかない。（中学生）
- 資料があるときには資料が目立つように文字数を減らしたものにすると良いと思う（高校生・高専生年代）

【重さ・冊数】

- 教科書は1年間を3冊くらいに分けて軽くしてほしい。（小学5・6年生）
- 上巻・下巻に分けるのではなく、1冊にしてほしい。勉強している途中で急に終わるのが嫌だし、上巻・下巻に分かれていると管理が難しい。1冊にまとまっているほうが、集中力が上がりそう。（小学生）
- 重量が軽いといい。一日に学んだ科目の分を復習するために教科書を持って帰りたいが、重いし教科書だけでバッグの容量が埋まってしまう家で使わない。（高校生・高専生年代）

【材質】

- グラフや線を書き込むとき、間違えることがあり、消す必要がある。ルーズリーフのような、なめらかで消しやすい紙にしてほしい。（小学5・6年生）
- 和紙とか反射がキツくない紙質。（高校生・高専生年代）

デジタル技術を活用している

- 教科書とプリントとVRがあって、まずは教科書やプリントを読んで、そのあとVRの中をのぞき込む進め方がよい。社会の授業なら、まちの中をのぞいてどういう風にそのまちができたかや、まちの人がどういう風にはたっているかを見られるとよい。（小学1～4年生）
- 書き込みができるデジタル教科書がいい。（小学5・6年生）
- 科目ごとにデジタル教科書を使うか決めたらよいと思う。国語は文章に線を引いたりするため紙がよいと思うが、数学や英語では、デジタルを使ったほうが分かりやすくなる。（中学生）
- 色々な教科を勉強したいと思って家に持ち帰ると荷物が重くなる。紙が必要なところはそのまま、図や写真はなるべくデジタルに代用して、紙とデジタルを併用できたらよいと思う。（中学生）
- 点字を使う生徒は、1つの教科で教科書が10冊くらいになる。点字ディスプレイを使えば、教科書が何冊も入るのでいちいち探さなくてもよいし、はるかに軽い。（中学生）
- 家で勉強するときに教科書を自分で読んでいるとやる気がなくなってくるので、音声で読み上げしてくれるようにしてほしい。（高校生年代）

1 将来の自分未来の社会について

2 学校の授業や教科書について

3 先生からの評価・成績について

2-1.

2-2.

2-3.

2-4.

2-5.

2-6.

2-6.どんな教科書になるといいと思いますか。（3/3）

ぜんねんだいきょうつう
全年代共通

図表や詳しい解説がある

- どんな教科書がいいかという、みんなが分かるような教科書がいい。簡単でなくても理解ができる教科書。どちらにせよ理解はするが、さらに早く理解できる教科書がいいと思う。教科書の中には図が書いていない問題があるので、もっと図やヒントがあると理解しやすくなると思う。（小 1 ～ 4）
- 社会や理科について、用語が難しすぎてよく分からないことがあるので、ページの端などに説明を入れてほしい。（中学生）
- 絵があると楽しい雰囲気だと感じる。文字だけで書かれるよりも、写真や絵が入っているほうが良いと思う。（中学生）
- カラーで、図や絵が多く記載されている。（高校生・高専生年代）

学習進度にあわせて使える

- 難しいチャレンジ問題をつくれたほうがいい。苦手な子が解いているのを待つのがつまらない。だから難しい問題がほしい。（小 5 ・ 6）
- 算数は解けない問題が多いから答えと解説をつけてほしい。なぜ答えのようになるのか、算数の解き方の説明があったらわかりやすい。レベル別にして、ついていけない子に対しては補習をしてほしい。（小 5 ・ 6）
- みんなが自分のレベルに合わせて、安心して学習できるような教科書がこれからの時代に望ましいと思う。（中学生）

教科用図書検定調査審議会総会委員名簿

令和 8 年 4 月 1 日現在

青柳 美輝	日本大学教授
位野木 万里	工学院大学教授
梅林 博人	相模女子大学教授
海老 洋	東京藝術大学教授
太田 光春	名古屋外国語大学教授
大野 早苗	武蔵大学教授
小畑 秀一	横浜市立大学客員准教授
片岡 圭子	元愛媛大学教授
金子 光一	東洋大学教授
上村 礼子	東京都立杉並高等学校長
川端 有子	日本女子大学教授
熊谷 紫麻見	日本大学理工学部教授
後藤 春美	東京大学名誉教授
佐藤 之彦	千葉大学大学院教授
澤田 浩一	國學院大学教授
渋谷 紀子	総合母子保健センター愛育クリニック院長
鈴木 裕司	公認会計士
関 いずみ	東海大学教授
田中 和子	京都大学名誉教授
椿 広計	学校法人昭和女子大学理事長
出村 和彦	中央大学教授
永野 幸一	筑波大学准教授
東 賢司	愛媛大学教授
室内 文彦	光市立室積中学校長
安良岡 章夫	東京藝術大学名誉教授
山家 浩樹	東京大学名誉教授
吉田 広毅	関東学院大学副学長
義永 睦子	武蔵野大学教授

(2 8 名)

(五十音順、敬称略)

教科用図書検定調査審議会総括部会委員名簿

令和8年4月1日現在

梅林 博人	相模女子大学教授
海老 洋	東京藝術大学教授
太田 光春	名古屋外国語大学教授
小畑 秀一	横浜市立大学客員准教授
金子 光一	東洋大学教授
上村 礼子	東京都立杉並高等学校長
川端 有子	日本女子大学教授
齊藤 萌木	聖心女子大学専任講師
佐藤 之彦	千葉大学大学院教授
澤田 浩一	國學院大学教授
渋谷 紀子	総合母子保健センター愛育クリニック院長
田邊 俊治	全国市町村教育委員会連合会長
椿 広計	学校法人昭和女子大学理事長
出村 和彦	中央大学教授
永野 幸一	筑波大学准教授
安良岡 章夫	東京藝術大学名誉教授
山家 浩樹	東京大学名誉教授
吉田 広毅	関東学院大学副学長
義永 睦子	武蔵野大学教授
吉村 嘉文	岐阜県教育委員会義務教育課長

(20名)

(五十音順、敬称略)

教科用図書検定調査審議会令（昭和二十五年政令第百四十号）

内閣は、文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）第二十四条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（組織）

第一条 教科用図書検定調査審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

（議事）

第六条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、文部科学省初等中等教育局教科書課において処理する。

(雑則)

第八条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

5 教科用図書審議会令（昭和二十四年政令第二百五十四号）及び教科用図書検定調査会令（昭和二十四年政令第二百五十七号）は、廃止する。

附 則 （昭和二十七年八月八日政令第三三八号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十七年八月一日から適用する。

附 則 （昭和三一年一〇月一九日政令第三一四号） 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三八年一〇月四日政令第三四二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四一年四月二二日政令第一二九号） 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五九年六月二八日政令第二二九号）

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 （昭和六三年六月一七日政令第一九七号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、昭和六十三年七月一日から施行する。

附 則 （平成一二年六月七日政令第三〇八号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。ただし、次条第一項、附則第三条及び第五条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(教科用図書検定調査審議会の委員等の任期に関する経過措置等)

第二条 この政令の施行の日の前日において従前の文部省の教科用図書検定調査審議会の会長若しくは副会長又は委員（関係行政機関の職員以外の者のうちから任命されたものに限る。）である者の任期は、

第七条の規定による改正前の教科用図書検定調査審議会令第四条第三項又は第三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

- 2 この政令の施行後最初に任命される文部科学省の教科用図書検定調査審議会の委員の任期は、第七条の規定による改正後の教科用図書検定調査審議会令第三条第一項の規定にかかわらず、任命の際文部科学大臣が指名する者については平成十四年三月三十一日までとし、その他の者については平成十五年三月三十一日までとする。